

IV 保 健 予 防

1 感染症予防

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」という。）に基づき、関係機関と連携をとりながら感染症対策を行っている。

（１）感染症発生時の活動

ア 感染症法に基づく感染症の発生対応

感染症の予防及びまん延防止のため、患者の人権等に配慮しながら、関係機関と連携のうえ、患者・感染者に対する調査及び指導、関係者に対する健康診断等を実施している。

感染症発生状況（表 1-1）

項 目			2023 年度	2024 年度	2025 年度
感染症発生届出件数			421	111	387
疾患別再掲	二類	結核	52	32	43
		新型コロナウイルス感染症	330	－	－
	三類	腸管出血性大腸菌感染症	14	5	13
		腸チフス	－	－	－
		細菌性赤痢	－	－	－
	四類	E 型肝炎	1	4	3
		A 型肝炎	1	－	－
		レジオネラ症	3	5	2
	五類	アメーバ赤痢	3	1	1
		ウイルス性肝炎（E 型肝炎及び A 型肝炎を除く）	－	－	－
		カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	1	1	3
		急性弛緩性麻痺	－	－	1
		劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1	1	3
		後天性免疫不全症候群	－	－	－
		侵襲性インフルエンザ菌感染症	1	－	－
		侵襲性肺炎球菌感染症	2	1	－
		急性脳炎	1	－	－
		水痘（入院例）	2	1	1
		梅毒	9	32	29
		百日咳	－	27	287
風しん		－	1	－	
麻しん		－	－	1	
就業制限通知件数			29	19	47
健康診断勧告・措置件数			312	247	168
入院勧告・措置人数			123	34	10
診査協議会開催回数			38	28	31
移送件数			37	5	6
消毒等依頼件数			－	－	－

※市内医療機関からの届出数（結核・新型コロナウイルス感染症は市外医療機関も含む）を計上

※五類感染症は全数届出疾患についての数

※新型コロナウイルス感染症は、2023 年 5 月 8 日から五類感染症（定点把握）に移行したため、2023 年 5 月 7 日までの数を計上

健康診断実施状況（一類感染症～三類感染症）（表 1-2）

年度	健診実施 実人員	健診実施実人数内訳		陽性数計 (陽性実人員数)	陽性数内訳		
		患者・ 関係者	海外 帰国者		一類 感染症	二類 感染症	三類 感染症
2023	86	86	－	4	－	－	4
2024	44	44	－	1	－	－	1
2025	34	34	－	2	－	－	2

※結核については、表 2-4 参照

イ 積極的疫学調査

相談等として持ち込まれた感染症疑いを含む事例について、感染症法第 15 条の規定に基づき、感染症の発生状況及びその原因を明らかにするための調査を行うとともに、まん延防止のための指導等を行っている。

積極的疫学調査実施状況（表 1-3）

類型	感染症名	調査対象件数							合計
		高齢者施設	障がい者施設	保育所	学校・幼稚園	医療機関	その他の施設	個人	
二類	結核（コッホ疑い含む）	7	0	0	0	8	8	39	62
三類	腸管出血性大腸菌感染症	0	0	1	0	0	0	15	16
	細菌性赤痢	0	0	0	0	0	0	1	1
四類	E 型肝炎	0	0	0	0	0	0	3	3
	A 型肝炎	0	0	0	0	0	0	0	0
	レジオネラ症	1	0	0	0	1	0	2	4
	エムボックス	0	0	0	0	0	0	0	0
五類 (全数)	デング熱	0	0	0	0	0	0	0	0
	アメーバ赤痢	0	0	0	0	0	0	1	1
	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	0	0	0	0	0	0	3	3
	急性弛緩性麻痺	0	0	0	0	0	0	1	1
	後天性免疫不全症候群	0	0	0	0	0	0	0	0
	侵襲性肺炎球菌感染症	0	0	0	0	0	0	0	0
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	0	0	0	0	0	0	0	0
	水痘（入院例）	0	0	0	0	0	0	1	1
	梅毒	0	0	0	0	0	0	15	15
	急性脳炎	0	0	0	0	0	0	0	0
	百日咳	0	0	0	0	0	0	124	124
	風しん	0	0	0	0	0	0	0	0
	麻しん	0	0	0	0	0	2	7	9
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	0	0	0	0	0	0	3	3
	侵襲性髄膜炎菌感染症	0	0	0	0	0	0	0	0
	R S ウイルス感染症	0	0	2	0	0	0	0	2
五類 (定点)	MRSA	0	0	0	0	1	0	0	1
	インフルエンザ	5	3	75	18	1	0	0	102
	感染性胃腸炎	1	1	26	2	1	0	0	31
	水痘	0	0	4	1	0	0	0	5
	咽頭結膜熱	0	0	1	0	0	0	0	1
	ヘルパンギーナ	0	0	1	0	0	0	0	1
	A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎（溶連菌）	0	0	4	1	0	0	0	5
	流行性角結膜炎	0	0	31	5	0	0	0	36
	手足口病	0	0	1	0	0	0	0	1
	新型コロナウイルス感染症	27	3	0	0	5	0	0	35
	伝染性紅斑	0	0	4	0	0	0	0	4
その他	疥癬	3	0	0	0	0	0	0	3
	ノロウイルス	0	0	0	0	0	0	0	0
	不明熱	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウェルシュ菌	0	0	0	0	0	0	0	0
	シラミ寄生症（アタマジラミ）	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		44	7	150	27	17	10	215	470

※疾患名は疑い含む

※新型コロナウイルス感染症は 2023 年 5 月 8 日以降五類感染症（定点）となった

ウ 学級閉鎖

インフルエンザ様疾患の状況

インフルエンザ流行の早期探知と対応のため、「インフルエンザの防疫対策について（1973 年 9 月 20 日付衛情第 102 号、厚生省公衆衛生局保健情報課長通知）」に基づき、保育所、幼稚園、小学校、中学校及びその他の学校において、インフルエンザの施設別発生状況を報告している。

インフルエンザ様疾患による学級閉鎖状況（延べ数）（表 1-4）

年 度		総数	4 月	5 月	6 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
2023	学校数	6	0	0	0	0	2	3	0	1	0	0
	学年数	40	0	0	0	0	4	10	6	4	9	7
	学級数	410	0	0	4	15	84	43	55	61	111	37
2024	学校数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	学年数	9	0	0	0	0	0	0	7	1	1	0
	学級数	93	1	1	0	0	2	4	75	8	0	2
2025	学校数	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
	学年数	54	0	0	0	0	7	31	6	1	9	0
	学級数	441	1	0	0	2	28	160	35	68	143	4

※学校数は学校閉鎖の実施校数を、学年数は学年閉鎖の実施学年数を、学級数は学級閉鎖の実施学級数を示す

新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖状況（延べ数）（表 1-5）

年 度	2023	2024	2025
学校数	0	0	0
学年数	4	2	2
学級数	43	2	2

※学校数は学校閉鎖の実施校数を、学年数は学年閉鎖の実施学年数を、学級数は学級閉鎖の実施学級数を示す

(2) 平常時の活動

感染症の発生予防及びまん延防止を目的として、施設及び市民からの各種相談を受けると共に、発生動向調査の結果を還元、その時期に多い感染症の情報等の提供を行っている。

ア 感染症発生動向調査

地域における感染症の発生の状況及び動向の把握を目的として、感染症法第 14 条に基づく、感染症発生動向調査事業を実施している。

具体的には、東京都感染症発生動向調査事業の一環として、市内の定点医療機関から五類感染症の発生状況報告（小児科定点・インフルエンザ定点・眼科定点からは週単位、性感染症定点からは月単位）を受け、集計した情報を町田市感染症週報として、ホームページに掲載し、広く市民にも周知している。定点医療機関数は、小児科定点 8 箇所、インフルエンザ/COVID19 定点 13 箇所（うち 8 箇所は小児科定点を兼ねる）、眼科定点 1 箇所、性感染症定点 1 箇所である。

イ 感染症流行予測調査

予防接種法第 23 条第 4 項の規定に基づき、集団免疫の現状及び病原体の検索等の調査を行い、各種疫学資料と併せて検討し、予防接種事業の効果的な運用を図り、さらに長期的視野に立ち総合的に疾病の流行を予測することを目的として行われる。隔年での調査であり、2025 年度に実施した。

ウ 普及啓発事業

地域における感染症の発生予防とまん延防止を目的として、感染症を中心とした健康情報を毎週ホームページに更新し、インフルエンザなどの流行時期には、「広報まちだ」にも注意喚起の記事を併せて掲載している。また、各種会議の場を活用し、感染症発生時・平常時の対策についての知識を広めている。

2 結 核 対 策

感染症法に基づき医療機関から送付される発生届により、感染症発生状況を把握している。

この章では、感染症の中でも特に発生数の多い結核（二類感染症）について記載する。

結核に罹患した患者に対しては、家庭訪問や結核病院への訪問、また面接相談などにより必要な支援及び指導を行うとともに、療養にかかる公費負担業務、患者の家族や接触者に対する健康診断・健康相談等を実施している。

（１）結核登録者の状況（表 2-1）

					医療形態							
					2023年 総数	2024年 総数	2025年 総数	入院	他疾患入院	外来	医療なし	不明
登録者総数					60	64	61	3	2	12	44	0
登録患者数	活動性結核	活動性肺結核	総数		14	14	15	2	2	10	1	0
			喀痰塗抹陽性	総数	9	8	5	1	1	3	0	0
				初回治療	9	7	4	1	1	2	0	0
				再治療	0	1	1	0	0	1	0	0
			その他菌陽性		4	4	7	1	1	4	1	0
			菌陰性他		1	2	3	0	0	3	0	0
		活動性肺外結核		5	2	3	1	0	2	0	0	
	不活動性結核		41	48	43	0	0	0	43	0		
	不明		0	0	0	0	0	0	0	0		
	2025 年 12 月 31 日											
潜在性結核感染症（別掲）					29	15	10	0	0	1	8	1
新登録者総数					30	24	25	9	2	10	4	0
新登録患者数	活動性結核	活動性肺結核	総数		20	22	21	8	2	7	4	0
			喀痰塗抹陽性	総数	15	14	10	7	2	0	1	0
				初回治療	15	12	9	6	2	0	1	0
				再治療	0	2	1	1	0	0	0	0
			その他菌陽性		4	5	10	1	0	6	3	0
		菌陰性他		1	3	1	0	0	1	0	0	
	活動性肺外結核		10	2	4	1	0	3	0	0		
2025 年 1 月 1 日～ 2025 年 12 月 31 日												
潜在性結核感染症（別掲）					16	14	2	0	0	2	0	0

年齢階級別結核登録者数（表 2-2）

				年 齢											
				総数	0-4	5-9	10-14	15-19	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-	
登録者総数				61	0	0	0	0	5	8	3	5	9	31	
登録患者数	活動性結核	活動性肺結核	総数	15	0	0	0	0	2	1	1	2	0	9	
			喀痰塗抹陽性	総数	5	0	0	0	0	0	1	0	0	0	4
				初回治療	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
				再治療	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
			その他												
			菌陽性	7	0	0	0	0	0	0	1	1	0	5	
			菌陰性他	3	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	
		活動性肺外結核		3	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	
		2025 年 12 月 31 日	不活動性結核		43	0	0	0	0	3	6	2	3	8	21
		不明		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
潜在性結核感染症（別掲）				10	0	0	0	2	2	0	1	4	0	1	
新登録者総数				25	0	0	0	0	2	3	1	2	1	16	
新登録患者数	活動性結核	活動性肺結核	総数	21	0	0	0	0	2	2	1	2	0	14	
			喀痰塗抹陽性	総数	10	0	0	0	0	0	1	0	0	0	9
				初回治療	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
				再治療	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
			その他												
			菌陽性	10	0	0	0	0	2	1	1	1	0	5	
			菌陰性他	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
		2025 年 1 月 1 日～ 2025 年 12 月 31 日	活動性肺外結核		4	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2
潜在性結核感染症（別掲）				2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	

（２）結核患者に対する医療等に関わる診査

次の事項に関わる審議等を行うため、感染症の診査に関する協議会を定例で月２回、開催している。また、感染症法第 20 条に基づく入院勧告が必要な場合で定例会に間に合わないときには、その都度、緊急会を開催している。

ア 感染症法第 18 条第 1 項による感染症のまん延を防止するため必要がある場合の就業制限の通知に関すること

イ 感染症法第 19 条第 1 項によるまん延防止のための入院勧告の報告、同法第 20 条第 1 項による入院勧告及び同条第 4 項による入院勧告期間の延長に関すること

ウ 一般患者に対する結核医療費等の公費負担（感染症法第 37 条の 2）に関すること

感染症の診査に関する協議会の状況（表 2-3）

年度	開催回数			就業制限通知件数			入院勧告及び 入院期間延長勧告件数			感染症法第 37 条の 2 の 規定に基づく申請件数			
	定例会	緊急会	諮問	諮問	診査結果		諮問	診査結果		諮問	診査結果		
					適	不適		適	不適		適	不適	保留
2023	38	24	14	18	18	-	36	36	-	59	59	-	-
2024	28	19	9	20	20	-	34	34	-	52	52	-	-
2025	31	23	8	32	32	-	23	23	-	47	47	-	-

※新型コロナウイルス感染症は除く

（３）結核患者に対する療養支援

新たに結核登録のあった患者のうち、確実な治療終了にいたるまでに保健師等の支援が必要な者に対して、感染症法第 53 条の 14 に基づく DOTS（直接服薬確認療法）事業を実施している。

なお、保健師の結核患者に対する療養支援としての家庭訪問や電話・来所相談の実績については、後述の「８ 保健師活動」のうち表 8-1 に記載。

(4) 結核健康診断等の状況

感染症法第 17 条に基づき結核患者の家族及び関係者に対する健康診断を実施している。

この健康診断の実施にあたり、必要に応じて説明会を開催している。

感染症法第 53 条の 13 に基づき治療を終了した結核患者に対して管理検診を実施している。

ただし、医療機関における経過観察を目的とした外来診療や職場の健康診断等により病状に関する診断結果を把握できる場合には、重複して管理検診は実施しない。

また、感染症法第 53 条の 2 第 3 項に基づき、胸部エックス線健康診断を実施している。この健診は、結核を早期に発見し及びそのまん延を防止するために、胸部エックス線検査を受ける機会のない者に対して実施している。

結核健康診断等実施状況（表 2-4）

年度	検査対象人数	検査内容						結核有所見		
		(延べ検査件数) 総数	ツベルクリン反応検査	QFT検査	T-SPOT検査	エックス線直接撮影	喀痰検査	結核患者	潜在性結核感染症	要観察者
2023	240	265	1	93	92	78	1	0	4	80
2024	239	273	0	87	112	74	0	0	1	48
2025	146	166	0	41	67	58	0	0	1	47
定期外健診	136	156	0	41	67	48	0	0	1	47
患者家族健診	39	47	0	13	24	10	0	0	1	18
接触者健診	97	109	0	28	43	38	0	0	0	29
その他の健診	10	10	0	0	0	10	0	0	0	0
管理検診	10	10	0	0	0	10	0	0	0	0
胸部エックス線健診	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3 エイズ・性感染症対策

HIV 感染症は、適切な治療によりエイズの発症を抑えることができることから、発症前の早期発見が重要である。早期発見につとめるとともに予防等に関するの普及啓発活動にも力を入れている。

(1) エイズ相談・HIV 抗体検査

保健所を会場に、月 1 回の HIV 抗体検査と性感染症（梅毒、クラミジア、淋菌）検査を実施している。

エイズ相談状況（表 3-1）

年度	相談件数								
	総 数			電 話			来 所		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
2023	464	298	166	73	46	27	391	252	139
2024	669	418	251	38	27	11	631	391	240
2025	273	163	110	27	15	12	246	148	98

※来所相談件数は相談目的で来所した方と検査目的で来所した方（検査日・結果日を含む）の合計数

HIV 抗体検査実施状況（表 3-2）

年度	H I V 抗体検査						性感染症検査								
	保健所			休日・迅速検査			梅毒検査			クラミジア検査			淋菌検査		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
2023	198 (0)	126 (0)	72 (0)	-	-	-	198 (2)	126 (2)	72 (0)	192 (12)	122 (3)	70 (9)	192 (0)	122 (0)	70 (0)
2024	319 (0)	196 (0)	123 (0)	-	-	-	314 (6)	193 (4)	121 (2)	308 (15)	192 (7)	116 (8)	308 (1)	192 (0)	116 (1)
2025	121 (0)	73 (0)	48 (0)	-	-	-	121 (9)	73 (5)	48 (4)	-	-	-	-	-	-

※（ ）は陽性者数

(2) 普及啓発活動

HIV 検査普及週間、東京都 HIV 検査・相談月間、世界エイズデーの時期に、ポスター掲示やチラシ等にて普及啓発を行っている。

4 各種健診・検査

(1) ウイルス肝炎相談・検査

予防や検査、療養に関する普及啓発活動、電話及び来所による健康相談、肝炎ウイルス検査及び陽性と判定された方への治療勧奨等を実施している。(肝炎ウイルス検査の、40 歳以上の市民は、Ⅲ健康推進 5 成人健診事業 (3) 肝炎ウイルス検診参照)

ウイルス肝炎検査実施状況 (表 4-1)

年度	B 型・C 型肝炎 両ウイルス検査受診者数			B 型肝炎ウイルス 検査受診者数			C 型肝炎ウイルス 検査受診者数		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
2023	10 (0)	6 (0)	4 (0)	-	-	-	-	-	-
2024	9 (0)	5 (0)	4 (0)	-	-	-	-	-	-
2025	3 (0)	2 (0)	1 (0)	-	-	-	1 (0)	-	1 (0)

※括弧内の数値は陽性者数を示す

(2) エックス線検査

感染症法に基づき健康診断に伴うエックス線検査を行っている。(実施状況は、表 2-4 を参照。)

5 医療費助成制度

長期の療養又は多額の医療費を必要とする下記疾病等について、患者本人及びその家族の経済的負担を軽減するため、医療費の助成等を行っている。

(1) 医療費助成制度

ア 結核医療（一般医療）

入院勧告又は入院措置により入院した結核患者以外の患者（通院患者、結核以外の疾患による入院患者など）に対し、承認された結核医療の費用について、自己負担が5%になるよう助成する。

イ 結核医療（入院勧告又は入院措置）

入院勧告又は入院措置により入院した結核患者に対し、入院から退院までの医療費を助成する。なお、世帯員の住民税額により、一部自己負担がある。

ウ 自立支援医療（育成医療）

身体上の障がい有し、手術等により確実な治療効果が期待できる方のうち、18歳未満で、患者が属する医療保険の被保険者の住民税額が一定額未満又は障がい重度かつ継続の方に対し、指定自立支援医療機関（育成医療）の医療費の自己負担分から、一部負担金及び食事療養標準負担額を除いた額を助成する。

エ 療育給付

結核に罹患し、入院を必要とする満18歳未満の患者に対し、入院医療に要する費用の助成を行うとともに、学習及び療養生活等に必要な物品を現物支給する。なお、入院先が指定療育機関であるときにこの助成を受けられる。

オ 養育医療

出生時体重が2,000g以下又は生活力が特に薄弱であって、一定の症状を示す方に対し、入院中の医療費（医療保険適用）及び食事代（ミルク代）の自己負担分を助成する。なお、世帯の住民税額により徴収金基準月額が設定されているものの、その分については乳幼児医療費助成制度の対象となる。

カ 感染症医療

感染症法の一類感染症、二類感染症（結核を除く）、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症のため、入院勧告又は入院措置により入院した患者に対し、入院から退院までの医療費を助成する。なお、世帯員の住民税額により、一部自己負担がある。

キ 大気汚染関連疾病

気管支ぜん息及びその続発症（18歳未満は、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気しゅ及びそれらの続発症も含む。）に罹患し、東京都内に引き続き1年以上住所を有し、喫煙していない方で、医療保険等に加入されている方に対し、認定疾病の治療に要した医療費のうち、医療保険等を適用した後の自己負担額について助成する。

なお、2015年4月1日に制度改正があり、18歳以上の新規認定が廃止された。これにより、18歳以上は、2014年度までの認定者（2015年3月31日までに申請し、認定された方）の更新申請のみが認められることになった。また、生年月日が1997年4月1日以前の方は、2018年4月1日以降の診療分から、認定された疾病に対する保険診療の窓口支払額のうち、月額合計6,000円までが自己負担となった。

ク 妊娠高血圧症候群等

妊娠高血圧症候群等の対象疾患に罹患し、前年分の総所得税額が3万円以下の世帯に属する方又は入院見込期間が26日以上の方で、医療保険等に加入されている方に対し、認定疾病の入院治療に係る医療費（食事療養標準負担額を除く保険適用分）の自己負担分を助成する。

ケ 光化学スモッグ障がい者医療申請等受付業務

東京都内に住所を有する方で、東京都の区域内において、光化学スモッグの影響によると思われる健康障がいを受け、かつ医療保険等に加入されている方について、健康障がいを治療した医療費（医療保険適用）のうち、入院医療等に係る自己負担分を助成する。

コ 石綿健康被害者認定申請等の受付業務

石綿（アスベスト）が原因で、労働者災害補償法等で補償されない中皮腫や肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚の健康被害を受けて療養中の方、これらの疾病に起因して亡くなられた方のご遺族に対し、独立行政法人環境再生保全機構が医療費等の救済給付を支給する。

サ 骨髄移植ドナー支援事業助成金の交付

公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄・末梢血幹細胞を提供された方、及びその方が勤務する事業所に対し、町田市が助成金を交付する。2016年度から事業を開始した。

シ 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付

小児慢性特定疾病の医療費助成を受けている児童のうち、障害者総合支援法等、他の制度が利用できない児童等に対し、必要な日常生活用具を給付する。2022年度から事業を開始した。

ス 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請等受付業務

小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担の一部を助成する。2024年度から保健予防課における申請等受付業務を開始した。

(2) 医療費公費負担・助成・給付認定数

医療費助成等の実績は以下のとおりである。

疾病別医療費公費負担・助成・給付認定数(表 5-1)

年 度	2023	2024			2025		
疾 病 名	認定 件数	申請 件数	認定 件数	レセプト 請求件数 (延べ件数)	申請 件数	認定 件数	レセプト 請求件数 (延べ件数)
総 数	769	1,022	681	589	1,007	681	455
結核医療	75	58	58	365	80	80	245
一般患者（感染症法 37 条の 2）	59	49	49	301	47	47	205
入院勧告（感染症法 37 条）	16	9	9	64	33	33	40
自立支援医療（育成医療）	5	4	4	37	4	4	14
療育給付	－	－	－	－	－	－	－
養育医療	70	85	85	187	83	83	194
感染症医療	－	－	－	－	－	－	－
大気汚染関連疾病	608	529	529	－	509	509	－
気管支ぜん息	608	529	529	－	509	509	－
その他の対象疾病	－	－	－	－	－	－	－
妊娠高血圧症候群等	－	－	－	－	1	1	2
光化学スモッグ障がい者医療	－	－	－	－	－	－	－
石綿健康被害救済給付 ※1	－	－	－	－	－	－	－
骨髄ドナー支援事業助成金 ※2	6	4	4	－	2	2	－
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付	5	1	1(※4)	－	2	2	－
小児慢性特定疾病医療 ※3		341	－	－	326	－	－

※1 石綿健康被害救済給付の認定は、独立行政法人環境再生保全機構で行っている。

※2 2024 年度の事業所申請の 1 件を除き、すべて提供者本人の申請である。

※3 小児慢性特定医療費支給の認定は、東京都福祉局で行っている。

※4 認定後に申請者が給付を辞退した。

6 精神保健福祉

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、「精神保健福祉法」という。）」に基づき、精神保健福祉センター、福祉事務所、医療機関、社会福祉施設、社会復帰施設などの関係機関との緊密な連携の下、精神障がい者の早期発見及び早期治療を促し、その社会復帰、地域生活の継続を支援している。特に、未治療・治療中断で医療につながりにくい困難事例や、薬物依存などの嗜癖問題、思春期相談などの専門的な対応に取り組んでいる。また、関係機関の技術の向上の支援を行うとともに、地域住民の精神保健の向上を図っている。

（１）管内概況

ア 医療保護入院届出数（表 6-1）

年 度			2023	2024	2025
総 数			795	726	815
内 訳	症状性を含む 器質性精神障害	小計	507	409	471
		認知	483	376	446
		認知以外	24	33	25
	精神作用物質使用による 精神及び行動の障害	小計	12	11	13
		アルコール使用	9	6	10
		薬物使用	3	5	3
		その他の使用	0	0	0
	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害		195	221	216
	気分（感情）障害		55	53	87
	神経症性障害、ストレス関連障害等		5	9	3
	成人の人格及び行動の障害		1	3	2
	知的障害（精神遅滞）		13	16	20
	その他の精神障害		0	0	1
	てんかん		1	0	0
	その他		6	4	2

イ 精神保健福祉法に基づく診察及び保護の申請、通報または届出の受理件数

精神障がいのため、自身を傷つけ、又は、他人に害を与えるおそれのある場合には、警察官等から保健所に通報が行われる。これを受理し、東京都に経由事務として連絡することとなっている。その後、東京都が必要に応じ診察・入院の決定を行っている。

精神保健福祉法に基づく診察及び保護の申請、通報または届出の受理件数（表 6-2）

年 度	総数	第 22 条 （一般人の申請）	第 23 条 （警察官の通報）	第 24 条 （検察官の通報）
2023	96	—	91	5
2024	81	—	79	2
2025	114	—	107	7

ウ 措置入院者数及び東京都における措置入院者退院後支援ガイドライン運用件数

精神障がい者が退院後にどこの地域で生活することになっても医療、福祉、介護、就労支援等の包括的な支援を継続的かつ確実に受けられるようにすることを目的に2019年度「東京都における措置入院者退院後支援ガイドライン」が策定され、2020年度より本格実施となった。

措置入院者数及び東京都における措置入院者退院後支援ガイドライン運用件数（表6-3）

年 度	2023	2024	2025
措置入院件数	35	37	64
ガイドライン運用件数	2	1	3

（２）個別支援活動

ア 精神保健福祉相談・訪問指導（保健師による）

保健師が面接及び電話による相談を随時行っている。また、必要に応じ、家庭等に訪問して生活環境や本人・家族の状況を把握し、相談・指導を行っている。

精神保健福祉相談・訪問指導状況（保健師による）（表 6-4）

年 度			2023	2024	2025
精神保健福祉相談 (訪問以外の面接・電話相談等)	内 訳	延べ人員	4,302	4,029	5,083
		社会復帰	97	65	54
		老人精神保健	36	39	25
		アルコール	136	68	63
		薬物	46	16	20
		ギャンブル	18	2	7
		その他依存症	12	3	9
		児童・思春期	301	141	123
		摂食障害	24	52	62
		心の健康づくり	427	414	735
		一般精神保健※	3,205	3,229	3,985
精神保健福祉訪問指導	実人員		378	465	691
	内 訳	延べ人員	949	738	1,247
		社会復帰	6	14	1
		老人精神保健	10	2	8
		アルコール	7	14	7
		薬物	0	0	2
		ギャンブル	0	0	0
		その他依存症	1	0	1
		児童・思春期	61	28	25
		摂食障害	10	9	1
		心の健康づくり	56	64	222
		一般精神保健※	798	607	980

※一般精神保健は、うつ・うつ状態、てんかん、その他を含む

イ 精神保健福祉相談・訪問指導（専門医による）

精神障がいを早期に発見し、適切な治療を受けられるよう専門医による相談を行っている。
また、関係機関支援の一環としての相談役も担っている。2025 年度は一般相談、酒害相談を月
1～2 回、思春期相談を隔月で 1 回行った。

精神保健福祉相談・訪問指導状況（専門医による）（表 6-5）

年度			2023	2024	2025
精神保健福祉相談	実施回数		33	46	39
	実人員		43	54	44
	内 訳	延べ人員	50	55	44
		社会復帰	3	3	－
		老人精神保健	1	－	1
		アルコール	5	3	1
		薬物依存	－	－	－
		児童・思春期	4	5	1
		心の健康づくり	2	8	1
		一般精神保健※	39	36	40
精神保健福祉訪問指導	実施回数		4	5	1
	実人員		4	10	2
	内 訳	延べ人員	4	10	2
		社会復帰	－	2	－
		老人精神保健	－	－	－
		アルコール	－	－	－
		薬物依存	－	－	－
		児童・思春期	－	－	－
		心の健康づくり	－	－	－
		一般精神保健※	4	8	2

※ここでの「一般精神保健」では、その多くが未治療・医療中断ケースであり、警察官通報で把握したケースも含まれている。

ウ ひきこもり相談員による相談（表 6-6）

年 度	ひきこもり 相談員数	実施回数	実人員 (訪問・面接)	延人員	
				訪問	面接
2023	3	113	18	25	182
2024	3	119	23	45	144
2025	3	107	27	28	170

エ 専門グループワーク

ひきこもりに関する相談の増加に伴い、ひきこもりの子をもつ親を対象としたグループワーク（略称 親グループ）及びひきこもりの状態にある本人を対象としたグループワーク（略称 本人グループ）を行っている。

本人グループ実施状況 （表 6-7）

年 度	年間実施回数	参加者数	
		実参加者	延べ参加者
2023	42	3	109
2024	45	4	58
2025	44	4	87

親グループ実施状況 （表 6-8）

年 度	年間実施回数	参加者数	
		実参加者	延べ参加者
2023	6	※ 33（再掲 30）	※ 54（再掲 48）
2024	6	※ 26（再掲 19）	※ 47（再掲 29）
2025	4	※ 24（再掲 14）	※ 37（再掲 14）

※2022 年度から講座を実施。講座参加者再掲。

オ ケースカンファレンス

精神障がい者に係わる保健・医療・福祉等の関係者と複雑困難事例に対してケースカンファレンスを開催し、個別ケア支援の充実を図っている。

ケースカンファレンス実施状況 （表 6-9）

テ ー マ	回数	参加機関数	参加者
医療中断・未治療等を含む一般精神保健など	101	421	保健医療福祉関係者等

（3）普及啓発活動

ア 精神保健福祉講演会開催状況

精神疾患・精神障がいについての知識を普及し、住民の理解を得るために、講演会を主催するとともに、他機関や住民組織からの依頼に応じて、職員を派遣している。また、ホームページや「みんなの健康だより」を活用して、精神保健に関する情報提供を行っている。

講演会・健康教育の実施状況（表 6-10）

月 日	テ ー マ	参加人員	対 象 者
8 月 6 日	こころのサポーター養成研修	48	市民
8 月 15 日	精神保健係の業務内容 精神疾患をもつ住民との関わり方	23	鶴川地域ケアマネージャー
11 月 20 日	「にも包括構築のためにできること」 ～支援者に求められる視点～	69	地域支援者

（４）地域支援体制の整備

ア 地域精神保健福祉連絡協議会・専門部会

地域精神保健福祉活動を総合的かつ効果的に推進するため、地域精神保健福祉連絡協議会と専門部会を設置し、管轄内の課題を協議している。

会議実施状況（表 6-11）

月 日	会議名	議題	委員参加者数
7 月 17 日	地域精神保健福祉連絡協議会	精神疾患のある患者が地域で安心して生活を送るために	15
10 月 30 日	地域精神保健福祉連絡協議会専門部会	精神疾患のある患者が地域で安心して生活を送るために	8
2026 年 1 月 26 日	地域精神保健福祉連絡協議会専門部会	精神疾患のある患者が地域で安心して生活を送るために	7

イ ひきこもりネットワーク会議

保健福祉、教育、就労、医療分野、当事者支援の関係機関が連携し、切れ目のない支援体制を構築していくためにひきこもりネットワーク会議を開催している。

ひきこもりネットワーク会議の実施状況（表 6-12）

月 日	内容	参加機関数
5 月 20 日	ひきこもりネットワーク会議の経過共有 ひきこもり支援図の更新に向けた意見交換	19
11 月 11 日	事例検討会 ひきこもり支援図の更新に向けた意見交換	22

ウ ひきこもりネットワーク会議代表者会

保健福祉、教育、就労、医療分野、当事者支援機関の代表者との打合せ会を実施し、ネットワーク会議の内容検討等を行っている。

ひきこもりネットワーク会議代表者会の実施状況（表 6-13）

月 日	内容	参加機関数
9 月 2 日	全体会の内容に基づく方針検討	7
2026 年 2 月 17 日	全体会の内容に基づく方針検討	7

7 難 病 対 策

難病は、原因不明で治療方法が未確立であり、かつ長期の療養生活が必要となるため、患者及び家族は、疾病の特殊性から医療面、経済面、生活面等に様々な問題を抱えている。そのため「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、「難病患者療養支援事業」として、保健師等による訪問指導等を実施し、医療・福祉との連携のもと、安心安全な療養生活の支援を行っている。

2013年4月1日より「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」になり、障がい者の定義に難病が追加された。また2015年1月1日に「難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号、以下難病法）」が施行され、難病について、「原因不明、治療法未確立、希少性の高い疾患で長期療養を必要とする疾患」と定義された。

（1）個別支援活動

ア 訪問等相談

保健師等が在宅難病患者や家族に対して、療養上の問題や介護負担などの相談を受け、必要に応じ家庭訪問等を行っている。

特殊疾病対策事業訪問等相談実施状況（表 7-1）

年度		総数	相 談 件 数				関係機関連絡
			家庭訪問	所内相談	電話相談	その他の相談	
2023		1,794	180	24	587	67	936
2024		2,871	271	21	830	96	1,653
2025		3,603	432	55	987	82	2,047
内 訳	保健師	3,597	426	55	987	82	2,047
	作業療法士	6	6	—	—	—	—
	言語聴覚士	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—

イ 在宅療養支援計画策定・評価事業

在宅難病患者（医療処置を必要とする者等）に対し、個々の実態に応じた保健医療福祉の連携による総合的な在宅療養支援を効果的に行うため、在宅療養支援計画策定・評価会議を開催し、支援計画に基づく療養支援の評価を行っている。

在宅療養支援計画策定・評価会議開催状況（表 7-2）

年度	回数	報告検討事例の件数
2023	4	49
2024	8	23
2025	9	19

ウ 医療機器貸与事業及び訪問看護

難病患者とその家族の療養環境の充実と安定した生活の確保を図ることを目的として在宅療養難病患者に対して、吸引器及び吸入器を貸与するとともに、必要に応じて訪問看護を行っている。（※障がい者総合支援法等他のサービスの利用優先）なお、2025 年度の本事業の新規申請はなかった。

保健師と訪問看護師による日常的な連絡調整・相談、支援状況の共有や課題の検討等を行っている。

医療機器貸与実施状況（表 7-3）

年度	貸与患者数	機器の種類		訪問看護 導入患者数	訪問回数
		吸引器	吸入器		
2023	2	2	0	1	48
2024	2	2	0	1	47
2025	2	2	0	1	44

エ 在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護のコーディネート

在宅で人工呼吸器を使用する難病患者が、医療保険の定める回数をこえて、一日複数回の訪問看護を受けられるよう東京都が訪問看護ステーション等に委託している。主治医の指示書に基づき、訪問看護を実施することで、療養環境整備等を行っている。2025 年度の利用は 6 件となっている。

オ 在宅難病患者一時入院制度のコーディネート

在宅難病患者の安定した療養生活を確保するため、介護者の疾病や事故等により、一時的に介護が困難になった場合に、一時的に入院を受け入れる制度で、都内に 13 病院、19 床が確保されている。期間は原則として 1 回最長 1 か月間、年間 90 日までである（2026 年 3 月 31 日現在）。

（2）普及啓発活動

ア 難病講演会

療養者・家族が疾病について正しい理解を持ち療養生活が送れること、また、地域の支援関係者が疾病の正しい理解を深め、質の高い療養支援を提供できることを目的として専門医等による講演会を開催している。

難病講演会実施状況（表 7-4）

年度	月 日	実施場所	内容	対象者	参加者数
2023	2024 年 2 月 14 日	中町庁舎講堂 (オンライン併用)	ALS、MSA、SCD の患者を 支える人のための講演会	難病患者のケアに 携わる保健医療福 祉関係者	70
2024	10 月 28 日	市庁舎市民協働応 援ルーム(オンライ ン併用)	MSA、SCD についての講 演会・ミニ交流会	患者、家族、患者・ 家族と一緒に参加 する地域支援者	105
2025	10 月 8 日	市庁舎3階 (3-1 会議室)	MSA、SCD についてのリハ ビリ講演会・交流会	患者、家族、地域 支援者	33

（3）在宅療養支援地域ケアネットワーク

難病対策を円滑に推進し、在宅難病患者の療養生活の支援するため、地域の支援機関とのネットワークの連携及び強化を目指している。

ア 町田市難病対策地域協議会

町田市難病対策地域協議会は、難病の患者への支援体制の整備と関係機関等の連携の緊密化を図る目的で開催している。2025 年度は、「(1) 災害対策の取り組み」、「(2) 適時適切な情報提供」を議題として、「難病患者さん・ご家族のためのガイドブック」策定とホームページ改修に向けての意見交換を行った。

イ 町田市訪問看護ステーション連絡会への参加

在宅療養環境及び支援の質の向上を図るため、市内にある訪問看護ステーションが協力し情報共有や訪問看護の質向上を目指した活動を行っている。保健所は、連携機関の一つとして参加している。

8 保健師活動

保健・医療・福祉の住民ニーズは、多様化・複雑化かつ増大している。そのため、健康増進・疾病予防から、治療・リハビリテーション・地域ケアなど、広範な地域保健活動が求められている。これらの課題に対応するため、保健師は、感染症対策、結核対策、母子保健、成人保健、難病対策、精神保健等の事業の企画及び運営並びに個別支援活動を並行して行っている。その過程を経て、地域のネットワークづくりやケアシステムの構築を図っている。

これにより、市民にとって身近な地域保健活動の展開の他、感染症や災害発生時の健康危機発生時の対応強化、新たな健康課題への対応等の充実を目指している。

2021年度から、業務内容ごとに係を再編し、会議や健診等の各種事業を実施している。個別支援活動の対象である市民や関係機関からの相談は、相談内容によって担当する係が窓口となり、また、相談内容によって課内の各係が連携し、対応している。これらに加え、関係機関・部署及び保健所内各課との連携を図り、かつ、他職種の職員と協働することで、市民の視点を踏まえた公衆衛生保健活動の展開を図っている。

(1) 市民の受療状況

市民は、神奈川県への交通の便が良いことから都県域を越えて医療機関を利用していることが多い。精神医療では、市内に入院病床のある精神科病院が6箇所あり、神奈川県民の入院も多い。結核医療では、市内に結核病床のある指定医療機関がないため、入院治療が必要な市民は市外や神奈川県の医療機関に入院している。2022年度の全体の受療状況は、COVID-19の流行が本格化した2020年度、2021年度と同様にCOVID-19の影響により受診機会の減少等がみられ、遠方の医療機関へ受療する事例が複数確認された。

(2) 個別支援活動と分野別の傾向

本人、家族、各関係機関などから相談や依頼のあった方、また、結核・感染症などの発生届、医療費公費負担申請、その他各種健診等で必要のある方に対し、個別支援活動を実施している。

保健師地区活動状況（表 8-1）

年 度	区 分	対 応 件 数	感 染 症	結 核	エイズ	精神保健福祉	心身障害	長期療養児	生活習慣病等 成人	難病	公害・アレルギー等その他	妊産婦	乳児	(内訳)			幼児	その他
														低体重児	新生児	一般乳児		
2023	家庭訪問	3,999	76	162	3	949	62	39	0	180	0	441	1,017	46	382	589	917	119
	面接相談	3,726	63	73	0	1,292	10	5	1	24	0	1,788	219	30	37	152	206	15
	電話相談	12,473	705	997	38	2,907	114	56	5	587	1	1,595	3,262	188	1,527	1,547	1,989	209
	文書その他の相談	1,388	58	52	0	103	103	11	0	67	0	227	678	186	397	95	89	0
	関係機関連絡	16,360	1,172	1,309	6	4,934	711	107	0	936	0	2,034	2,502	251	898	1,353	2,296	262
2024	家庭訪問	3,114	58	83	0	738	45	11	5	268	0	323	894	45	415	434	618	71
	面接相談	2,866	16	52	5	846	9	4	2	21	5	1,674	112	17	19	76	111	9
	電話相談	9,803	647	791	31	3,021	78	57	27	830	2	1,182	1,852	82	941	829	1,226	59
	文書その他の相談	1,006	69	50	0	162	10	5	0	96	0	221	332	53	201	78	59	2
	関係機関連絡	13,171	859	899	3	4,700	251	165	1	1,653	2	1,488	1,705	72	737	896	1,328	117
2025	家庭訪問	4,863	68	123	0	1,247	23	25	337	471	22	846	1,038	46	502	490	410	253
	面接相談	3,998	38	95	1	1,054	2	11	97	14	0	2,288	219	11	30	178	92	87
	電話相談	11,916	1,079	744	13	3,682	37	46	225	888	7	1,823	1,814	146	964	704	1,305	253
	文書その他の相談	2,567	259	130	4	347	2	3	6	91	0	699	648	34	326	288	320	58
	関係機関連絡	16,065	1,263	899	6	5,438	33	127	30	1,882	2	2,817	2,196	82	859	1,255	1,163	209

保健師地区活動状況（表 8-2）

年度	区分	再掲 1 虐待	内 訳			再 掲 2							
			児童	老人	その他	ひきこもり	発達障害	自殺企図	自殺者の遺族	犯罪被害者	近隣苦情	未治療	医療中断
2023	家庭訪問	75	61	1	12	92	38	21	1	0	24	23	84
	面接相談	39	25	0	13	460	45	12	0	0	13	49	46
	電話相談	134	111	0	21	253	85	63	1	2	36	92	83
	文書その他の相談	4	4	0	0	6	13	0	0	0	0	2	0
	関係機関連絡	849	699	16	133	176	305	180	9	10	92	108	629
2024	家庭訪問	63	44	5	14	98	24	16	9	0	2	25	49
	面接相談	12	5	1	6	254	13	7	2	0	1	75	29
	電話相談	80	65	6	9	153	75	23	2	1	2	82	60
	文書その他の相談	6	4	0	2	8	0	0	0	0	0	0	0
	関係機関連絡	404	331	21	52	124	70	62	37	0	7	71	232
2025	家庭訪問	48	34	3	11	97	31	25	1	0	17	15	74
	面接相談	17	0	3	14	312	47	17	0	0	13	48	52
	電話相談	99	57	5	37	216	116	29	1	1	6	55	162
	文書その他の相談	8	0	0	8	20	31	0	0	0	0	3	1
	関係機関連絡	196	132	12	52	162	171	74	0	0	39	73	342

※表 8-1 及び表 8-2 は、保健師の個別支援活動を家庭訪問・所内相談・電話相談・関係機関連絡ごとに示している。

地域保健活動の支援対象者は、当初は特定の保健分野の相談として始まったとしても、背景には複数の保健分野の課題があることが少なくない。また、相談される方自身が、本来支援を要する方であることもある。近年の傾向として、複数の関係機関の関わりが必要な困難事例が増えている。

今後の活動において、保健・医療・福祉・教育などの関係機関との連携強化や調整が重要な課題である。

（３）保健・医療・福祉等関係機関との連携強化

地域特性や個別性を勘案し、様々な支援サービスを円滑かつ効率的に提供できるように、庁内関連部署及び市内外の保健・医療・福祉など、関係機関との連携を強化し、総合的な地域ケアの検討と調整を行っている。

保健・医療・福祉等関係機関との連携会議参加状況（表 8-3）

分野	会議名	回数	主催者	内容
精神	まちだ福祉〇ごとサポート事業推進委員会 検討部会	2	福祉総務課	情報交換
	障がい者雇用連絡会議	1	ハローワーク町田	情報交換、連携会議
	自殺対策推進庁内連絡会	2	健康推進課	検討、 連携会議
	措置入院者退院後支援会議	1	東京都	情報交換
	ネットワーク会議・地域情報交換会	22	高齢者支援センター等	情報交換
	中核市保健所精神保健福祉担当者連絡会	1	中核市保健所	情報交換
	精神担当者連絡会	1	障がい福祉課・保健予防課	情報交換、連携会議
母子	子育て支援ネットワーク連絡会	42	子ども家庭支援課	情報交換
	CAPS 合同会議	3	町田市医師会	意見交換
重心	重症心身障害児等在宅療育支援事業 保健 所担当者連絡会	1	東京都福祉保健局	情報交換、連携会議
	重症心身障害児等在宅療育支援事業 在宅 療育支援地域連携会議	1	西部訪問看護事業部	情報交換、連携会議
感染症	感染症対策地域連携会議	8	市内医療機関	感染症対策
その他	配偶者からの暴力等担当者連絡会	1	市民協働推進課（男女平等 推進センター）	情報交換、連携会議
	ヤングケアラー庁内連携会議	2	子ども家庭支援課	情報交換、連携会議
	町田市訪問看護ステーション連絡会	7	町田市訪問看護ステーシ ョン連絡会	情報交換、連携会議
	町田市看護部長会	4	町田市看護部長会	情報交換、連携会議
	高次脳機能障がい関係機関等連絡会	3	ひかり療育園	情報交換、連携会議
	町田市男女平等推進会議	2	市民協働推進課（男女平等 推進センター）	情報交換、連携会議
	老人ホーム入所判定審査会	1	高齢者福祉課	認定審査

9 健康づくり推進

(1) 健康づくり推進員

健康づくり推進員は、市と協力しながら「自分の健康は自分で守る」という意識の向上を図ること及び市民の自発的な健康づくり活動の推進と地域づくりを目指すため、時代にあわせて変化していく健康づくりの意味について、市とともに考えながら地域に根ざした協働活動を行っている。

健康づくり推進員の概要（表 9-1）

設置根拠	町田市健康づくり推進員設置要領
対 象	健康づくり活動に積極的に取り組んでいる町内会、自治会等から推薦を受けた方など
人 数 (2026 年 3 月 31 日時点)	推薦団体数：101（2024 年度：103） 推進員数：156（2024 年度：150）
任 期	2 年

10 食 育 推 進

食育基本法（第 18 条）に基づく市町村食育推進計画として、2024 年 3 月に策定した「まちだ健康づくり推進プラン 24-31」に基づき、広く食育を周知し、市民が食育に関心を持ち実践につながるよう、食育推進ネットワークを構築し、取り組んでいる。

（１）町田市食育推進委員会

食や食育に関わる機関、団体及び学識経験者を構成員とする委員会で、食育推進事業について、専門的な立場から指導・助言をいただき協議を行っている。

町田市食育推進委員会実施状況（表 10-1）

	年月日	内容
第 1 回	8 月 6 日	町田市保健所運営協議会の報告 「まちだ健康づくり推進プラン 24-31」に基づく食育の推進
第 2 回	2026 年 2 月 12 日	食育推進に関する協定報告 町田市の食育の取組と方向性について

（２）町田市食育推進庁内連絡会

庁内関係部署を構成員とする連絡会で、食育に関する情報共有及び食育推進事業の検討を行っている。

町田市食育推進庁内連絡会実施状況（表 10-2）

	年月日	内容
第 1 回	7 月 22 日	2024 年度第 2 回食育推進委員会の報告 2024 年度食育の取組報告 2025 年度各課取組予定
第 2 回	2026 年 1 月 29 日	2025 年度第 1 回町田市食育推進委員会報告 食に関する連携協定報告 まちだ食育すごろく完成報告 分野横断的な食育を推進する上での課題について

(3) 食育講演会

市民を対象に、食育の周知と推進を図るため、食に関する講演会を行っている。

食育講演会実施状況（表 10-3）

日程	テーマ	講師	参加人数
11 月 1 日	朝ごはん～あなたの朝時間にたりないもの～	料理研究家	89

(4) 食育ボランティアによる共食の普及啓発

2015 年度、2016 年度、2019 年度に食育ボランティアを養成した。2026 年 3 月時点の登録者は 22 名で、食に関するイベントや地域からの依頼で行事食や食文化等についての普及啓発活動を実施している。

食育ボランティア連絡会実施状況（表 10-4）

日程	内容	参加人数
5 月 23 日	・ 2025 年度の活動予定について ・ 事業協力謝礼の支払いについて ・ ワークショップ「2025 年度の食育活動」	7
9 月 29 日	(勉強会) ・ 手打ちうどん作り	7
2026 年 2 月 27 日	(勉強会) ・ 岡直三郎商店に学ぶ 町田の名産品醤油について ・ 活動報告会	7

食育ボランティア活動実績（表 10-5）

日程	活動名	内容	場所	活動人数
9 月 27 日	くらしフェア	まちだすいとんの調理・提供	町田市市民フォーラム	4
12 月 13 日	食体験事業	食体験事業における調理実習の補助	JA 町田市忠生支店	5
2026 年 2 月 8 日	子どもセンターにおける調理実習	・ 調理実習「手打ちうどんに挑戦！」 ・ 豆つかみゲーム（まめっこ）	子どもセンター つるっこ	5

(5) 食体験事業

市民が町田の食や生産者にふれる機会を増やし、食育に関心を持つことや食に対する感謝の心を育むことを目的に実施している。

食体験事業実施状況（表 10-6）

開催日	参加人数	場所	内容
12 月 13 日	24 (大人 10、 子ども 14)	JA 町田市忠生支店	・収穫体験 ・JA 町田市職員及び保健給食課職員講話 ・調理実習（ごはん、ひじきの甘辛ふりかけ、チキングリルガーリックハニーソース、小松菜と春雨のナムル、まちだすいとん）

(6) 6 月の「食育月間」、毎月 19 日の「食育の日」の食育活動の強化

6 月の「食育月間」や毎月 19 日の「食育の日」にあわせ、主食・主菜・副菜をそろえて食べる機会や、野菜摂取量の増加に向けた食育活動を強化している。

6 月の食育月間、毎月 19 日の「食育の日」の食育活動の実施状況（表 10-7）

	実施日	内容	実施場所
6 月の 「食育月間」	①6 月 1 日～6 月 30 日 ②6 月 1 日～6 月 30 日 ③6 月 1 日～6 月 30 日 ④6 月 1 日～6 月 30 日 （提供日 6 月 3 日・5 日・ 12 日・17 日・25 日・27 日） ⑤6 月 1 日・6 月 14 日・ 6 月 28 日 ⑥6 月 2 日～6 月 13 日 ⑦6 月 2 日～6 月 30 日 ⑧6 月 13 日～6 月 30 日 ⑨6 月 13 日～7 月 9 日 ⑩6 月 21 日	①のぼり旗の掲示、リーフレットの配布 ②バス・タクシー車内デジタルサイネージへの 動画掲載 ③商業施設デジタルサイネージへの動画掲載 ④減塩メニューの提供及びチラシの配布等 ⑤ASV ペスカドーラ町田電光掲示板画像掲載 ⑥「食育月間&歯と口の健康週間」展示イベン ト ⑦ポスター掲載及びテロップ掲出 ⑧懸垂幕の掲示 ⑨町田市立金森図書館にて特集コーナーの設 置 ⑩FC 町田ゼルビア電光掲示板画像掲載	①町田市民ホール森 のレストラン及び健 康福祉会館 ②神奈中バス（町田営 業所管轄）50 台 ③町田マルイ、モデ ィ、NewDays 町田（JR 町田駅）、東急リバ ブル町田センター ④福祉レストランフ レンズ ⑤町田市立総合体育 館 ⑥市庁舎 1 階イベン トスタジオ ⑦ペDESTリアンデ ッキ ⑧市庁舎前 ⑨町田市立金森図書 館 ⑩町田 GION スタジ アム
毎月 19 日の 「食育の日」	6 月 19 日、8 月 19 日、9 月 19 日、11 月 19 日、 12 月 19 日、2026 年 1 月 19 日、2026 年 2 月 19 日、 2026 年 3 月 19 日	・のぼり旗の掲示、食育ティッシュ等の配布 ・SNS でのレシピ等の情報発信	町田市民ホール森の レストラン、 健康福祉会館

11 保 健 栄 養

健康増進法に基づき、国民健康・栄養調査、特定給食施設指導及び食品関連事業者支援等を行っている。また、関係部署や関係機関・団体と連携しながら食を通じた健康づくりを推進し、市民を取り巻く食環境の整備を図っている。

（１）国民健康・栄養調査

国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的として、毎年 11 月に厚生労働省が実施している調査で、調査内容は、身体状況（身長・体重・血液生化学検査等）、栄養摂取量及び生活習慣・運動の状況等である。

国民健康・栄養調査実施状況（表 11-1）

調査名		国民健康・栄養調査
調査地区		相原
調査対象	世帯	17
実施	世帯	5
	人数	9
	（再掲）調査項目別 実施人数	栄養摂取状況 5
		身体状況 2
		生活習慣 9

（２）連携・調整

市民の食を通じた健康づくりをより効果的、かつ効率的に実施するため、南多摩圏域保健所や市内栄養士と連携・調整を行っている。

関係機関との連絡調整会議の実施状況（表 11-2）

項目	回数	延べ人数	内容等
南多摩保健医療圏 3 保健所栄養業務 連絡会	3	36	・各保健所における事業計画について ・圏域研修について ・食育研修について ・保健所における保健栄養事業の進捗状況について ・災害時の体制・連携について
栄養業務連絡会	2	22	・市内栄養士の人材育成（専門職人材育成プラン作成）について ・各課栄養業務情報共有

(3) 人材育成

地域で健康づくりを推進するための重要な担い手である地域活動栄養士会（栄養士の資格を活かして、自主的に市民の食生活支援活動を行っている団体）に対し、最新の健康・栄養情報の提供、活動の支援等を行っている。

(4) 特定給食施設等指導

健康増進法に基づく特定給食施設等は 259 施設（2026 年 3 月 31 日）である。管理栄養士・栄養士の配置状況をみると、そのうち管理栄養士のみいる施設は 65 施設（25.1%）、管理栄養士・栄養士どちらもいる施設は 52 施設（20.1%）、栄養士のみいる施設は 78 施設（30.1%）、どちらも配置されていない施設は 64 施設（24.7%）である。健康増進法第 21 条第 1 項に基づく管理栄養士を置かなければならない施設は、病院 5 施設である。

これらの特定給食施設等に対して、利用者や家族の健康保持・増進を図ることを目的に、栄養・衛生管理の充実、栄養教育の推進等について各施設の状況等に応じた指導を行っている。

給食施設数（表 11-3）

総 数	259
学 校	62
病 院	20
介護老人保健施設	5
介護医療院	0
老人福祉施設	31
児童福祉施設	86
社会福祉施設	13
事業所	12
寄宿舍	4
矯正施設	0
自衛隊	0
給食センター	0
その他	26

ア 指導状況

巡回（施設を個別に訪問して実地に指導を行う）や来所、電話等による個別指導及び栄養管理講習会、施設種類別給食連絡会等の集団指導を行っている。

栄養管理講習会では、給食施設の管理者、栄養士、調理師等を対象に、行政からの連絡や最新の健康・栄養情報の提供等を行っている。施設種類別連絡会では、各施設における栄養改善の取組の情報交換や研究活動等を行っている。

給食施設指導状況（表 11-4）

年 度		2023				2024				2025			
区 分		個別指導延べ施設数	集団指導			個別指導延べ施設数	集団指導			個別指導延べ施設数	集団指導		
			(再掲) 巡回指導	実施回数	延べ施設数		(再掲) 巡回指導	実施回数	延べ施設数		(再掲) 巡回指導	実施回数	延べ施設数
	総 数	355	60	13	291	323	8	11	343	371	25	13	329
特定給食施設	1 回 100 食 以上又は 1 日 250 食 以上	226	38		182	189	4		199	222	15		206
	1 回 300 食 以上又は 1 日 750 食 以上	35	5		41	37	1		52	51	2		46
給食施設 その他の	1 回 100 食 未満又は 1 日 250 食 未満	94	17		68	97	3		92	98	8		77

栄養管理講習会実施状況（表 11-5）

開催日	会場	テーマ	講師	参加 施設数	参加 人数
5 月 15 日	WEB 開催	栄養管理報告書について 衛生管理について	町田市保健所栄養指導員 食品衛生監視員	79	79
9 月 12 日	WEB 開催	講演「給食施設における災害 時の献立作成や要配慮者への 食事対応について」	高知県立大学健康栄養学部 准教授	54	64
11 月 20 日	WEB 開催	講演「日本人の食事摂取基準 （2025 年版）情報へのアップ デート～給食施設での活用の ポイント～」	東京栄養食糧専門学校 校長	70	73
2026 年 1 月 15 日	健康福祉会 館	町田市における災害対策につ いて 市内給食施設における災害対 応に関するアンケート結果報 告	町田市防災安全部防災課職員 町田市保健所栄養指導員	33	33

イ 給食研究会の育成・支援

給食の運営と技術の向上及び会員相互の親睦を図ることを目的に、市内の病院、高齢者施設等の給食施設からなる「町田集団給食研究会」が組織されている。講演会の開催や優良従業員の表彰等の事業を行い、本研究会の活動・運営の支援等を行っている。

ウ 「東京都優良調理師に対する知事賞」及び「特定給食施設等栄養改善知事賞」推薦

市民の保健衛生に貢献した優良な調理師及び特定給食施設を都へ推薦し、公衆衛生の増進を図っている。2025 年度は推薦基準を満たす施設がなかったため、推薦は行わなかった。

(5) 食品関連事業者支援

生活習慣病予防の観点から、加工食品等への栄養成分表示が求められている。食品関連事業者等に対し、加工食品等に栄養成分表示をする場合の表示方法及び虚偽誇大広告の禁止に係る相談を行っている。

食品関連事業者支援状況（表 11-6）

年 度	区 分	業者指導件数	
		食品の栄養成分表示・虚偽誇大広告の禁止	
2023	個別指導延べ施設数		33
		(再掲)巡回指導	-
	集団指導	実施回数	-
		延べ施設数	-
2024	個別指導延べ施設数		17
		(再掲)巡回指導	-
	集団指導	実施回数	1
		延べ施設数	304
2025	個別指導延べ施設数		25
		(再掲)巡回指導	-
	集団指導	実施回数	1
		延べ施設数	302

12 健康福祉会館事業

健康福祉会館は各種健診・健康教育・健康相談等の保健サービスの充実強化と、高齢者の生きがい教育と社会参加の推進、健やかに老いるための健康づくり等、健康で福祉につながる施策の推進や市民の自主的な健康づくりの拠点となることを目的とした健康、福祉の総合施設である。

(1) 講習室の貸出し

健康福祉会館 4 階の講習室は、市民の自主的な健康づくりの拠点として幅広く利用されている。

講習室の概要 (表 12-1)

面積	281.3 m ² (14.5m×19.4m)	
定員	250 人	
使用時間	午前	9 : 00～12 : 00
	午後	13 : 00～17 : 00
	夜間	17 : 30～22 : 00
使用料金	午前	2,390 円
	午後	3,150 円
	夜間	3,150 円
	全日	8,690 円
関連する 法律・例規	町田市健康福祉会館条例	
	町田市健康福祉会館条例施行規則	
申込方法 その他	原則として使用する日の 2 か月前から当日まで受け付けている。 窓口申し込みのほか、利用者登録をしている団体は、施設案内予約システムによりインターネット等で申し込み可能。 公的機関が使用する場合の使用料金は、内容により免除。	

講習室利用状況（表 12-2）

月	開館日数	利用件数				利用者数			
		有料	使用料免除	保健所使用	合計	有料	使用料免除	保健所使用	合計
4 月	30	60	1	0	61	1,661	22	0	1,683
5 月	31	59	7	1	67	1,741	330	28	2,099
6 月	30	54	12	0	66	1,792	503	0	2,295
7 月	31	64	13	2	79	1,752	1,036	78	2,866
8 月	31	57	4	0	61	1,530	300	0	1,830
9 月	30	54	13	2	69	1,521	772	83	2,376
10 月	31	55	15	0	70	1,344	1,034	0	2,378
11 月	30	47	23	2	72	1,321	1,721	73	3,115
12 月	27	40	18	0	58	1,209	938	0	2,147
1 月	28	47	15	2	64	1,100	992	63	2,155
2 月	28	55	9	1	65	1,312	522	43	1,877
3 月	31	55	7	2	64	1,218	616	59	1,893
合計	358	647	137	12	796	17,501	8,786	427	26,714
月平均	30	54	11	1	66	1,458	732	36	2,226

年度別利用状況（表 12-3）

年度	開館日数	講習室	
		件数	利用者数
2023	359	785	25,580
2024	360	779	23,708
2025	357	796	26,714

13 成人保健指導事業

成人を対象として、生活習慣病の予防及び健康づくりを目的に、各種講習会、教室、講座、相談を実施している。

(1) 栄養相談

疾病予防や健康増進を図ることを目的に、管理栄養士による個別相談を行っている。

相談の概要（表 13-1）

関連する法律・例規	健康増進法第 17 条
相談の内容	年 12 回実施 申込制 管理栄養士による個別相談
実施会場	健康福祉会館・町田市保健所中町庁舎・オンライン
周知方法	保健予防課チラシ及び町田市ホームページに掲載 町田市成人健康診査実施医療機関から本人へ事業を紹介

※保健師による相談は、希望があれば相談可。

実施状況（表 13-2）

年度	実施回数	相談者数
2023	12	54
2024	13	65
2025	12	59

(2) 脂質異常症予防講習会

脂質異常症の予防・改善を目的に、病態の必要な知識を学習し、健康の三要素（栄養・運動・休養）を見直すきっかけ作りとなる講習会を実施している。

概要（表 13-3）

関連する 法律・例規	健康増進法第 17 条
内容	年 1 回実施 申込制 脂質異常症予防をテーマに実施
実施会場	健康福祉会館
周知方法	「広報まちだ」及び町田市ホームページに掲載

実施内容（表 13-4）

内容	対象	実施回数	参加者数
保健師・管理栄養士講話	74 歳以下の市民	1	27

実施状況（表 13-5）

年度	実施回数	参加者数
2023	2	58
2024	2	49
2025	1	27

(3) 糖尿病予防講習会

糖尿病の予防・改善を目的に、病態の必要な知識を学習し、健康の三要素（栄養・運動・休養）を見直すきっかけ作りとなる講習会を実施している。

概要（表 13-6）

関連する 法律・例規	健康増進法第 17 条
内容	年 2 回実施 申込制 糖尿病専門医による糖尿病予防に関する講話 健康運動指導士による講話及び実技
実施会場	町田市庁舎・町田市立総合体育館
周知方法	「広報まちだ」及び町田市ホームページに掲載

実施内容（表 13-7）

内容	対象	実施回数	参加者数
医師講話 健康運動指導士講話・運動実技	市民	2	45

実施状況（表 13-8）

年度	実施回数	参加者数
2023	1	41
2024	2	54
2025	2	45

(4) 腎臓病予防講習会

管理栄養士による講話や試食を通じて、腎臓病に関する基本的な知識を身につけ、生活習慣を見直すきっかけ作りとなる講習会を実施している。

概要（表 13-9）

関連する 法律・例規	健康増進法第 17 条
内容	年 2 回実施 申込制 食材費として参加費 300 円を徴収
実施会場	健康福祉会館
周知方法	「広報まちだ」及び町田市ホームページに掲載

実施内容（表 13-10）

内容	対象	回数	参加者数
保健師・管理栄養士講話・試食	市民	2	32

実施状況（表 13-11）

年度	実施回数	参加者数
2023	2	31
2024	2	30
2025	2	32

(5) 骨粗しょう症予防講習会

医師や薬剤師、管理栄養士等の多職種による講話を通じて、骨粗しょう症に関する基本的な知識を身につけ、生活習慣を見直すきっかけ作りとなる講習会を実施している。

概要（表 13-12）

関連する 法律・例規	健康増進法第 17 条
内容	年 1 回実施 申込制 骨粗しょう症予防をテーマに実施
実施会場	町田市民フォーラム
周知方法	「広報まちだ」及び町田市ホームページに掲載

実施内容（表 13-13）

内容	対象	回数	参加者数
医師・薬剤師・管理栄養士・ 理学療法士講話及び運動実技、 骨の健康度測定	市民、市内給食施設職員等	1	64

実施状況（表 13-14）

年度	実施回数	参加者数
2023	1	43
2024	1	35
2025	1	64

(6) 出張セミナー

早期からの生活習慣病予防を目的とし、個々のライフステージに応じた生活習慣や行動を定着させるための健康教育を実施している。

概要（表 13-15）

関連する 法律・例規	健康増進法第 17 条
内容	地域の団体や事業者等からの依頼による講座の実施 市民が集まる場へ出張し、健康教育を実施
実施会場	市内各所（地域団体、事業者等の施設等）
周知方法	保健予防課チラシ及び町田市ホームページに掲載

実施内容（表 13-16）

内容	対象	回数	参加者数
健康づくりや食育に関するクイズ、展示	チャレンジマッスル参加者	1	357
生活習慣病予防の食事に関する講話	まちだサポーターズ	1	18

実施状況（表 13-17）

年度	実施回数	参加者数
2023	2	72
2024	2	263
2025	2	375

(7) 測定会

生活習慣の改善及び健康増進を図るためのきっかけ作りとなるよう、管理栄養士の講話と測定を実施している。

概要（表 13-18）

関連する 法律・例規	健康増進法第 17 条
内容	年 1 回実施 申込制 健康状態を振り返るきっかけ作りのための簡単な測定を実施
実施会場	健康福社会館
周知方法	「広報まちだ」及び町田市ホームページに掲載

実施内容（表 13-19）

内容	対象	回数	参加者数
血管年齢測定 ベジチェック 咀嚼力チェック 運動教室 管理栄養士講話	市民	1	36

実施状況（表 13-20）

年度	実施回数	参加者数
2023	3	50
2024	1	28
2025	1	36

14 障がい者等歯科保健推進対策事業

障がい者等の口腔の健全を保ち、健康増進に寄与することを目的に、障がい者等に歯科相談、保健指導を行っている。

歯科相談・保健指導等実施状況（表 14-1）

年度	実施回数	訪問施設数	実施人数	
			集団指導	個別指導
2023	8	7	2	71
2024	12	10	2	133
2025	12	9	30	162

15 歯科口腔健康診査

歯周疾患等の予防と早期発見・早期治療を目的として、歯科口腔健康診査（問診、口腔内診査、予防指導）を実施している。

（１）事業の概要（表 15-1）

対象者	実施日現在で 18～70 歳の方
関連する法律・例規	健康増進法第 19 条、町田市歯科口腔健康診査実施要領
受診期間	通年
受診方法	(公社)東京都町田市歯科医師会加入の指定医療機関へ直接申し込み 受診回数は年度内 1 回
健診内容	問診、むし歯、歯周疾患等の診査、歯列・かみ合せ、歯の清掃等の状況検査、予防指導
一部負担金	500 円 ※ただし、生活保護受給世帯の方、市民税非課税世帯の方、後期高齢者医療制度の資格 確認書・高齢受給者証・中国残留邦人等の支援給付受給証明書、妊婦無料クーポン券を 持っている方は無料
周知方法	「広報まちだ」及び町田市ホームページに掲載

（２）年度別受診状況（表 15-2）

年度	受診者数	異常なし	要指導者数	要精密検査者数	（再掲）妊婦クーポン利用者数
2023	1,394	190	378	824	406
2024	1,336	162	348	826	488
2025	1,169	132	321	716	404

（３）年齢別受診状況（表 15-3）

年齢	受診者数	異常なし	要指導者数	要精密検査者数
～19	12	2	7	3
20～24	65	12	29	24
25～29	158	22	46	90
30～34	234	21	48	165
35～39	152	22	34	96
40～44	87	11	30	46
45～49	72	7	18	47
50～54	76	7	24	45
55～59	80	8	20	52
60～64	101	11	25	65
65～69	110	9	31	70
70	22	0	9	13
合計	1,169	132	321	716

16 高齢者歯科口腔機能健診

高齢者歯科口腔機能健診を実施することにより、高齢者の口腔機能維持・向上及び全身の健康維持を図ることを目的とする。

問診、むし歯、歯周疾患等の診査、歯列・かみ合わせ、歯の清掃状況検査、嚥下機能評価・咀嚼機能評価と、症状に合わせた歯科保健指導を行っている。

(1) 事業の概要 (表 16-1)

対象者	実施日現在で 71 歳以上の方
関連する法律・条例	健康増進法第 19 条、町田市歯科口腔健康診査実施要領
受診期間	通年
受診方法	(公社) 東京都町田市歯科医師会加入の指定医療機関へ直接申込み 受診回数は年度内 1 回
健診内容	問診、むし歯、歯周疾患等の診査、歯列・かみ合せ、歯の清掃等の状況検査、嚥下機能評価、咀嚼能力評価と、症状に合わせた歯科保健指導(健口体操等)
一部負担金	600 円 ※ただし、生活保護受給世帯の方、市民税非課税世帯の方、中国残留邦人等の支援給付受給証明書を持参の方は無料
周知方法	「広報まちだ」及び町田市ホームページに掲載

(2) 年齢別受診人数 (表 16-2)

年度	71 歳から 74 歳	75 歳から 79 歳	80 歳から 84 歳	85 歳から 89 歳	90 歳以上	計
2023	103	119	133	70	30	455
2024	96	112	137	94	44	483
2025	63	94	93	62	39	351

(3) 判定区分別受診人数 (表 16-3)

年度	年齢別	異常なし	低リスク	中リスク	高リスク	受診者数
2023	71 歳から 74 歳	72	7	15	9	103
	75 歳から 84 歳	138	14	66	34	252
	85 歳以上	45	2	27	26	100
2024	71 歳から 74 歳	64	6	20	6	96
	75 歳から 84 歳	148	11	67	23	249
	85 歳以上	72	4	36	26	138
2025	71 歳から 74 歳	45	5	9	4	63
	75 歳から 84 歳	117	8	41	21	187
	85 歳以上	53	0	27	21	101

17 高齢者予防接種事業

予防接種法に基づき、インフルエンザ、新型コロナ、肺炎球菌、带状疱疹の予防接種を実施している。また、インフルエンザと新型コロナの予防接種について、八王子市医師会、日野市医師会、多摩市医師会、稲城市医師会と契約し、南多摩五市相互乗入れを実施している。

(1) 接種の概要 (表 17-1)

対象者	【インフルエンザ・新型コロナ】 ・接種日時点で満 65 歳以上の方 ・接種日時点で満 60 歳以上 65 歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいのある方及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいのある方で接種を希望する方	
	インフルエンザ	新型コロナ
関連する法律・例規	予防接種法第 2 条、第 5 条	予防接種法第 2 条、第 5 条
実施期間	2025 年 10 月 6 日～2026 年 1 月 31 日	2025 年 10 月 6 日～2026 年 3 月 31 日
接種回数	年度内に 1 回	年度内に 1 回
自己負担額	2,500 円	6,500 円
実施場所	町田市医師会、八王子市医師会、日野市医師会、多摩市医師会及び稲城市医師会加入の実施医療機関等	
周知方法	「広報まちだ」、町田市ホームページに掲載 各市民センター、実施医療機関等にポスター掲示	

接種の概要（表 17-2）

対象者	【肺炎球菌】 ・接種日時点で満 65 歳の方（未接種者に限る） ・接種日時点で満 60 歳以上 65 歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいのある方及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいのある方で接種を希望する方（未接種者に限る） 【带状疱疹】 ・年度末年齢 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳以上の方（未接種者に限る） ・年度末年齢 60 歳以上 65 歳未満の方で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいのある方で接種を希望する方（未接種者に限る）	
	肺炎球菌	带状疱疹
関連する法律・例規	予防接種法第 2 条、第 5 条	予防接種法第 2 条、第 5 条
実施期間	2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日	2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日
接種回数	一人につき 1 回	①生ワクチン 1 回 ②不活化ワクチン 2 回
自己負担額	各医療機関の設定料金から 4,000 円を引いた額	各医療機関の設定料金から ①生ワクチン 5,000 円 ②不活化ワクチン 10,000 円を引いた額
実施場所	市内の指定医療機関	
周知方法	・町田市ホームページに掲載 ・実施医療機関等にポスター掲示 ・肺炎球菌は上記に加え、満 65 歳になる方へ個別に通知 ・带状疱疹は上記に加え、年度末年齢が 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳以上の方へ個別に通知	

(2) 年度別接種状況 (表 17-3)

年度	実施件数					
	インフルエンザ	新型コロナ	肺炎球菌	带状疱疹		
				生ワクチン	不活化ワクチン	
					1 回目	2 回目
2023	53,166	-	3,676	-	-	-
2024	48,586	17,389	1,398	-	-	-
2025	50,321	9,016	903	1,977	4,667	4,339

※インフルエンザ・新型コロナは、南多摩五市相互乗入れ分及び施設・医療機関との契約分を含む

(3) 予防接種助成

指定介護老人福祉施設等に入所されている方に、接種料の一部または全部を助成している。

(4) 助成実施の概要 (表 17-4)

対象者	指定介護老人福祉施設等に入所し、市の委託外医療機関等でインフルエンザ・新型コロナ・肺炎球菌または带状疱疹予防接種を受けた方			
	インフルエンザ	新型コロナ	肺炎球菌	带状疱疹
助成 限度額	3,029 円	8,979 円	4,000 円	①生ワクチン 5,000 円 ②不活化ワクチン 10,000 円
関連する 法律・例規	町田市施設入所高齢者予防接種助成金交付要綱			
交付方法	口座振込による			
周知方法	「広報まちだ」(インフルエンザ・新型コロナ)、町田市ホームページに掲載			

インフルエンザ・新型コロナ年度別助成状況 (表 17-5)

年度	インフルエンザ助成件数			新型コロナ助成件数		
	一般	生保等	合計	一般	生保等	合計
2023	59	0	59	-	-	-
2024	59	3	62	52	2	54
2025	109	5	114	80	4	84

肺炎球菌・带状疱疹年度別助成状況 (表 17-6)

年度	肺炎球菌助成件数	带状疱疹助成件数	
		生ワクチン	不活化ワクチン
2023	14	-	-
2024	1	-	-
2025	1	5	5

18 予 防 接 種 事 業

(1) 定期予防接種

予防接種法に基づき、感染症の予防及びまん延の防止を図るため、定期予防接種を実施している。ここでは主に子どもを対象とした定期予防接種について記載する。高齢者を対象とした定期予防接種については、「17 高齢者予防接種事業」を参照。

接種の概要（表 18-1）

対象者	法令の規定に基づく年齢、性別に該当する方
関連する法律・例規	予防接種法第 2 条、第 5 条
実施種目	ヒブ、小児用肺炎球菌、B 型肝炎、 五種混合（百日せき・ジフテリア・破傷風・ポリオ・ヒブ） 四種混合（百日せき・ジフテリア・破傷風・ポリオ）、不活化ポリオ、 三種混合（百日せき・ジフテリア・破傷風）、BCG（結核）、 MR（麻しん風しん混合）、麻しん、風しん、水痘、日本脳炎、 二種混合（ジフテリア・破傷風）、HPV、風しん第 5 期 ロタリックス（1 価）、ロタテック（5 価）
実施状況	個別接種を市内の指定医療機関で実施
周知方法	最初の接種機会時に、郵送による個別通知 町田市ホームページに掲載

接種種目と対象年齢（表 18-2）

種目		回数	対象年齢
ヒブ		4 回※	生後 2 か月以上 5 歳未満
小児用肺炎球菌		4 回※	
五種混合 四種混合 不活化ポリオ 三種混合	第 1 期	4 回	生後 2 か月以上 7 歳 6 か月未満
B 型肝炎		3 回	1 歳未満
B C G		1 回	1 歳未満
MR 麻しん 風しん	第 1 期	1 回	1 歳以上 2 歳未満
	第 2 期	1 回	小学校就学前の 1 年間（4 月 1 日～翌年 3 月 31 日） いわゆる幼稚園等の年長児
風しん	第 5 期	1 回	1962 年 4 月 2 日～1979 年 4 月 1 日生まれの男性
水痘		2 回	1 歳以上 3 歳未満
日本脳炎	第 1 期	3 回	生後 6 か月以上 7 歳 6 か月未満
	第 2 期	1 回	9 歳以上 13 歳未満
	特例	1 回～4 回	2005 年の積極的な勧奨差し控えにより機会を逃した 1995 年 4 月 2 日～2007 年 4 月 1 日生まれの方は、 20 歳未満まで定期接種として無料で受けることが可 能
二種混合	第 2 期	1 回	11 歳以上 13 歳未満
H P V		3 回	①小学校 6 年生から高校 1 年生相当までの女性 ②積極的勧奨差し控えの期間に接種できなかった 1997 年度～2007 年度生まれの女性（キャッチアップ 接種）
ロタリックス（1 価）		2 回	生後 6 週以上 24 週未満
ロタテック（5 価）		3 回	生後 6 週以上 32 週未満

※接種を開始した年齢に応じて異なる

定期予防接種 対象年齢早見表（表 18-3）

	2	3	5	7	8	9	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	
ヒブ 小児用肺炎球菌														2か月～7か月未満で接種を開始する場合、4回接種を行う。（接種開始時期によって接種回数が異なる。）									
B型肝炎														27日以上の間隔において接種（2回）を行い、終了後、1回目の接種から139日（19週6日）以上の間隔において3回目の接種を行う。									
BCG																							
ロタウイルス感染症 （1価）														2か月～出生14週6日までの間に1回目の接種、出生24週までの間に2回目の接種を行う。									
ロタウイルス感染症 （5価）														2か月～出生14週6日までの間に1回目の接種、出生32週までの間に3回目の接種を行う。									
五種混合														20日から56日（3～8週間）までの間隔において初回接種（3回）を行い、終了後6か月から1年6か月の間に追加接種（1回）を行う。									
四種混合 不活化ポリオ 三種混合														20日から56日（3～8週間）までの間隔において初回接種（3回）を行い、終了後12か月から1年6か月の期間に追加接種（1回）を行う。									
MR 第1期																							
水痘														1歳以上1歳3か月未満で1回目の接種を行い、1回目終了後6か月から12か月未満の間隔において2回目の接種を行う。									

	6	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳
日本脳炎																	
MR 第2期 麻しん第2期 風しん第2期																	
二種混合																	

※日本脳炎特例：1995年4月2日～2007年4月1日生まれの方は、20歳未満まで定期予防接種として無料で接種可能。

	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳
HPV																

※積極的勧奨差し控えの期間に接種できなかった1997年度～2007年度生まれの女性に対して、2022年度～2024年度の3年間に限り、キャッチアップ接種が可能。その後、同期間に1回以上接種している方（3回の接種を完了していない場合に限り）は、2026年3月31日まで公費接種の期限が延長された。

	S37	S38	S39	S40	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48	S49	S50	S51	S52	S53	S54
風しん第5期																		

標準的な接種期間

定期的範囲

政令の範囲内にある特例実施年齢

接種者数の年次推移（表 18-4）

予防接種の種類			2023	2024	2025
三種混合	初回（1～3 回目）		※ 3 回目 1	※ 3 回目 1	0
	追加		0	1	44
	小計		1	2	44
二種混合	第 2 期		2,612	2,767	2,569
五種混合	初回	1 回目	－	2,014	2,154
		2 回目	－	1,854	2,159
		3 回目	－	1,714	2,177
	追加		－	238	2,293
	小計		－	5,820	8,783
四種混合	初回	1 回目	2,261	22	1
		2 回目	2,324	190	1
		3 回目	2,381	391	3
	追加		2,390	2,385	727
	小計		9,356	2,988	732
MR	第 1 期		2,346	2,252	2,319
	第 2 期		2,926	2,914	2,799
	小計		5,272	5,166	5,118
麻しん			0	0	0
風しん			0	0	0
風しん第 5 期			280	72	60
日本脳炎	第 1 期	1 回目	2,628	2,545	2,516
		2 回目	2,553	2,535	2,502
		追加	2,657	2,634	2,490
	第 2 期		3,536	3,425	2,849
	小計		11,374	11,139	10,357
日本脳炎（特例）	第 1 期	1 回目	5	6	3
		2 回目	5	7	5
		追加	21	23	5
	第 2 期		50	42	18
	小計		81	78	31
不活化ポリオ	初回（1～3 回目）・追加		0	0	※追加 44
B C G			2,164	2,110	2,188
ヒブ	初回 1 回目		2,099	16	1
	初回 2 回目		2,129	179	0
	初回 3 回目		2,151	374	1
	追加		2,359	2,002	67
	小計		8,738	2,571	69
小児用肺炎球菌	初回 1 回目		2,101	2,032	2,149
	初回 2 回目		2,128	2,030	2,163
	初回 3 回目		2,150	2,086	2,171
	追加		2,346	2,279	2,300
	小計		8,725	8,427	8,783
B 型肝炎	1 回目		2,093	2,023	2,136
	2 回目		2,124	2,024	2,146
	3 回目		2,164	2,143	2,236
	小計		6,381	6,190	6,518
	1 回目		2,361	2,273	2,298
水痘	2 回目		2,280	2,312	2,314
	小計		4,641	4,585	4,612
HPV	1 回目		1,505	1,565	1,031
	2 回目		986	1,330	1,073
	3 回目		562	483	385
	小計		3,053	3,378	2,489
	1 回目		1,475	4,165	0
HPV （キャッチアップ）	2 回目		1,366	3,436	852
	3 回目		1,375	3,055	1,352
	小計		4,216	10,656	2,204
ロタリックス （1 価）	1 回目		1,371	1,327	1,229
	2 回目		1,391	1,335	1,257
	小計		2,762	2,662	2,486
ロタテック （5 価）	1 回目		702	657	875
	2 回目		704	644	851
	3 回目		684	650	834
	小計		2,090	1,951	2,560
合 計			71,746	70,562	59,647

※相互乗入れ分及び市外接種分（助成金対応）を除く

(2) 予防接種助成

里帰りなどの事情により、市外の医療機関で予防接種を受けた方に費用助成を実施している。

助成実施の概要（表 18-5）

対象者	特別な事情等により、市外の医療機関で予防接種を受けた方
関連する法律・例規	町田市予防接種助成金交付要綱
交付方法	口座振込による
周知方法	個別通知を郵送、町田市ホームページに掲載

助成実施状況（表 18-6）

年度	件数		
	2023	2024	2025
ヒブ	148	16	3
小児用肺炎球菌	147	116	76
B型肝炎	121	106	65
五種混合	－	99	73
四種混合	140	19	5
三種混合	－	－	0
不活化ポリオ	－	－	0
B C G	12	13	6
MR	12	9	4
麻しん	－	－	0
風しん	－	－	0
水痘	12	13	4
日本脳炎	19	15	9
二種混合	3	5	2
H P V	46	79	22
ロタリックス	86	66	38
ロタテック	23	26	16
合計	769	582	323

(3) 相互乗入れ

2015 年度から八王子市、日野市、多摩市、稲城市と協定を締結し、南多摩五市相互乗入れを実施している。また、2018 年度からは相模原市と町田市の二市間においても相互乗入れを実施している。

乗入状況（町田市民の他市での接種件数）（表 18-7-1）

乗入市	八王子市	日野市	多摩市	稲城市	相模原市
ヒブ	5	0	1	0	1
小児用肺炎球菌	201	0	27	1	114
B型肝炎	155	0	18	0	87
五種混合	206	0	27	0	105
四種混合	10	0	3	0	2
三種混合	0	0	0	0	0
不活化ポリオ	0	0	0	0	0
B C G	50	0	4	0	29
MR	96	3	16	1	38
麻しん	0	0	0	0	0
風しん	0	0	0	0	0
水痘	68	0	14	1	39
日本脳炎	216	3	25	6	72
二種混合	61	2	8	2	10
HPV	79	0	32	1	28
ロタリックス	86	0	9	0	48
ロタテック	28	0	6	0	18
合計	1,261	8	190	12	591

乗入状況（他市民の町田市での接種件数）（表 18-7-2）

乗入市	八王子市	日野市	多摩市	稲城市	相模原市
ヒブ	1	0	0	1	4
小児用肺炎球菌	27	6	5	14	253
B型肝炎	23	4	3	12	177
五種混合	26	6	5	14	255
四種混合	5	0	0	3	28
三種混合	0	0	0	2	0
不活化ポリオ	0	0	0	0	0
B C G	6	2	1	3	54
MR	11	0	8	8	131
麻しん	0	0	0	0	0
風しん	0	0	0	0	0
水痘	15	0	4	7	146
日本脳炎	29	1	8	13	229
二種混合	8	0	2	0	37
HPV	14	1	4	2	26
ロタリックス	14	4	2	3	65
ロタテック	3	0	0	6	63
合計	182	24	42	88	1,468

(4) 大人の風しん任意予防接種

風しんの流行及びそれに伴う胎児の先天性風しん症候群対策として、風しんの任意予防接種を実施している。

接種の概要（表 18-8）

対象者	19 歳以上の町田市民で、1. 妊娠を予定または希望する女性 2. 1. の配偶者等同居者 3. 妊婦の配偶者等同居者、のいずれかの条件を満たす方 ※1962 年 4 月 2 日から 1979 年 4 月 1 日生まれの男性を除く
条件	①抗体検査事業の検査結果において低抗体価と判断された場合 ②妊婦健診で低抗体価であった女性が出産後に接種を受ける場合 ③自身で抗体検査を受けたケース等で低抗体価と確認できる場合 ※低抗体価：HI 抗体価：16 倍以下、EIA 価：8.0 未満
実施期間	2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日
実施場所	町田市医師会加入の指定医療機関
周知方法	町田市ホームページに掲載
自己負担	なし（無料）

年度別接種状況（表 18-9）

年度	実施件数	
	風しん	MR
2023	25	482
2024	23	357
2025	7	381

(5) MRフォロー予防接種

MR 予防接種を定期予防接種の回数分受けていない方を対象に、フォロー接種を実施している。

接種の概要 (表 18-10)

対象者	①MR ワクチン第 1 期を受けたことがなく、第 2 期を迎える前の方 ②第 2 期の接種期間を経過した 19 歳未満の方で、MR ワクチンの接種回数が 2 回未満の方
接種回数	対象者①：1 回のみ 対象者②：MR 接種を 1 回受けたことがある場合、1 回のみ MR 接種を受けたことが無い場合、2 回まで
実施期間	2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日
実施場所	町田市医師会加入の指定医療機関
周知方法	町田市ホームページに掲載
自己負担	なし（無料）

年度別接種状況 (表 18-11)

年度	実施件数	
	第 1 期	第 2 期
2023	41	89
2024	36	85
2025	22	65

(6) 男性へのHPVワクチン予防接種

市民の疾病予防と健康増進を目的として、2024 年 7 月から男性へのHPV ワクチン予防接種を実施している。

助成実施の概要 (表 18-12)

対象者	以下すべてを満たす方 ・接種日時点において、町田市に住民登録がある ・中学 1 年生から高校 1 年生相当までの男性 ・接種を完了していない（3 回の接種を受けていない）
助成回数	最大 3 回（3 回目の接種分）まで
自己負担	なし（無料）
実施期間	2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日
周知方法	「広報まちだ」、町田市ホームページに掲載

助成実施状況（表 18-13）

年度	1 回目	2 回目	3 回目	合計
2024	102	91	68	261
2025	51	52	46	149

（7）町田市予防接種再接種助成金

病気の治療のため骨髄移植その他の治療を受けたことにより予防接種の免疫が消失し、接種済みの定期予防接種の効果が期待できず、再接種により免疫を得られる効果が期待できると医師に判断された方を対象に、費用助成を実施している。

助成実施の概要（表 18-14）

対象者	造血幹細胞移植等を受けたことにより、既に接種した予防接種の効果が期待できなくなり、かつ、当該予防接種を再度接種すること（再接種）により予防効果が期待できると医師に判断されている方及びその保護者
関連する法律・例規	町田市予防接種再接種助成金交付要綱
交付方法	口座振込による
周知方法	町田市ホームページに掲載

助成実施状況（表 18-15）

年度	件数		
	2023	2024	2025
ヒブ	3	—	1
小児用肺炎球菌	—	—	1
B型肝炎	—	—	1
五種混合	—	—	—
四種混合	3	—	—
三種混合	—	—	1
不活化ポリオ	—	—	1
B C G	—	—	—
MR	3	3	2
麻しん	—	—	—
風しん	—	—	—
水痘	2	1	2
日本脳炎	—	—	—
二種混合	—	—	—
HPV	—	—	—
ロタリックス	—	—	—
ロタテック	—	—	—
合計	11	4	9

（８）帯状疱疹ワクチン予防接種費用助成金

帯状疱疹ワクチン予防接種に係る個人負担の軽減を図るため、2023 年 7 月から接種費用の一部を助成している。

助成実施の概要（表 18-16）

対象者	接種日時点において、満 50 歳以上満 65 歳未満の町田市民（定期接種の対象者を除く）
助成回数	一度の接種につき、 乾燥弱毒生水痘ワクチン（生ワクチン）は 1 回 または、乾燥組換え帯状疱疹ワクチン（不活化ワクチン）は接種完了までの計 2 回
助成額	乾燥弱毒生水痘ワクチン（生ワクチン） 5,000 円/回 乾燥組換え帯状疱疹ワクチン（不活化ワクチン） 10,000 円/回
自己負担額	各医療機関の設定料金から上記助成額を引いた額
実施期間	2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日
周知方法	「広報まちだ」、町田市ホームページに掲載

助成実施状況 (表 18-17)

ワクチンの種類		2023	2024	2025
乾燥弱毒生水痘ワクチン（生ワクチン）		1,771	885	234
乾燥組換え帯状疱疹ワクチン （不活化ワクチン）	1 回目	7,199	2,939	1,345
	2 回目	6,287	3,394	1,418
	小計	13,486	6,333	2,763
合計		15,257	7,218	2,997

19 母 子 健 康 診 査 事 業

母子保健法に基づき、妊産婦及び乳幼児を対象として、疾病や障がいの早期発見・早期治療を目的に、健康診査・保健指導等を実施している。

(1) 妊婦健康診査

妊婦健康診査は妊産婦及び乳児の死亡率の低下、流産・早産・死産の防止等を図るとともに、妊婦の健康管理を目的として実施している。必要な方には保健指導等も行っている。

健診の概要（表 19-1）

対象者	妊婦	
関連する法律・例規	母子保健法第 13 条 妊婦健康診査実施要領	
受診方法	妊娠届受理時に受診票を交付 受診票は「母と子の保健バッグ」に入っている 都外から転入された方には申し出があった時に交付 東京都内及び相模原市（2004 年 10 月から実施）、横浜市・川崎市・大和市等（2009 年 4 月から実施）近隣市の指定医療機関・助産院で個別に受診	
健診内容	妊婦健診 1 回目	問診、体重測定、血圧測定、尿検査(糖、蛋白定性)、血液型、貧血、血糖、不規則抗体、HIV 抗体(2016 年度から実施)、梅毒血清反応検査、HBs 抗原検査、C 型肝炎(2017 年度までは 2～14 回目)、風疹抗体価検査
	妊婦健診 2～14 回目	問診、体重測定、血圧測定、尿検査、保健指導、選択検査(1 項目選択)：クラミジア抗原、経膈超音波、血糖、貧血、B 群溶連菌、NST、HTLV-1
	妊婦超音波検査	超音波検査（4 回分。2023 年 10 月以前の妊娠届出者は 1 回分。）
	妊婦子宮頸がん検診	子宮頸がん検診
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等	

受診状況（表 19-2）

区分	受診者数	異常なし	有所見者数	有所見率
妊婦健康診査 1 回目	2,156	1,947	209	9.7
妊婦健康診査 2～14 回目	23,858	22,347	1,511	6.3
妊婦健康診査（妊婦超音波検査）	8,005	7,990	15	0.2
妊婦健康診査（子宮頸がん検診）	1,639	1,600	39	2.4

年度別受診状況（表 19-3）

○妊婦健康診査 1 回目

年度	受診者数	異常なし	有所見者数	有所見率
2023	2,028	1,832	196	9.7
2024	2,049	1,838	211	10.3
2025	2,156	1,947	209	9.7

○妊婦健康診査 2～14 回目

年度	受診者数	異常なし	有所見者数	有所見率
2023	23,079	21,482	1,597	6.9
2024	22,495	21,232	1,263	5.6
2025	23,858	22,347	1,511	6.3

○妊婦健康診査（超音波）

年度	受診者数	異常なし	有所見者数	有所見率
2023	2,898	2,838	60	2.1
2024	7,479	7,457	22	0.3
2025	8,005	7,990	15	0.2

○妊婦健康診査（子宮頸がん）

年度	受診者数	異常なし	有所見者数	有所見率
2023	1,631	1,604	27	1.7
2024	1,555	1,536	19	1.2
2025	1,639	1,600	39	2.4

（２）初回産科受診料助成

経済的な理由等で初回産科受診を受けることが困難な方に対して、一定額を限度に初回産科受診に要した費用を助成します。

助成実施の概要（表 19-4）

対象者	住民税非課税世帯に属する者又はこれと同等の所得水準であると認められる方。 受診日（妊娠判定検査を受けた日）に、町田市の住民であった方。
関連する 法律・例規	町田市里帰り等妊婦健康診査等受診費助成金交付要綱
交付方法	口座振込による
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等

実施状況（表 19-5）

年度	実施件数	助成額
2024	11	95,640
2025	17	142,105

（３）里帰り出産等における妊婦健康診査受診費助成

里帰り等の特別な事情により、「妊婦健康診査受診票」を使用できない医療機関や助産所で、妊婦健康診査を受診された妊婦に対して、一定額を限度に受診に要した費用を助成している。

助成実施の概要（表 19-6）

対象者	①妊婦健康診査受診票を使用できない日本国内の医療機関（助産所含む） で妊婦健康診査を受診し、その受診費用を全額自己負担で支払った方 ②妊婦健康診査受診日に町田市の住民であった方
関連する 法律・例規	町田市里帰り等妊婦健康診査等受診費助成金交付要綱
交付方法	口座振込による
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等

実施状況（表 19-7）

年度	実施件数	助成額
2023	254	7,439,947
2024	252	7,816,455
2025	209	6,370,500

（４）新生児聴覚検査

聴覚障がい疑われる新生児等の早期発見及び早期療育を図ることを目的として実施している。

健診の概要（表 19-8）

対象者	町田市民の方が出産した新生児
関連する法律・例規	町田市新生児聴覚検査実施要領
受診方法	妊娠届受理時に受診票を交付 受診票は「母と子の保健バッグ」に入っている 都外から転入された方には申し出があった時に交付 東京都内及び相模原市、大和市、横浜市、川崎市等近隣市の指定医療機関で個別に受診（原則出生した医療機関にて生後 50 日に達する日までに受診） ※2019 年度から東京都共通方式で実施 ※2017 年度～2018 年度は、町田市独自で実施（市内及び近隣市の指定医療機関で生後 1 か月未満に個別で受診）
健診内容	初回検査（耳音響放射検査（OAE）または自動聴性脳幹反応検査（自動ABR））
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等

年度別受診状況（表 19-9）

年度	受診者数	異常なし	有所見者数	有所見率
2023	1,661	1,651	10	0.6
2024	1,731	1,706	25	1.4
2025	1,878	1,860	18	1.0

（５）里帰り出産等における新生児聴覚検査受診費助成

里帰り等の特別な事情により、「新生児聴覚検査受診票」を使用できない医療機関で新生児聴覚検査を受診された方に対して、一定額を限度に受診に要した費用を助成している。

助成実施の概要（表 19-10）

対象者	①町田市民の方が出産した新生児 ②原則生後 50 日に達する日までに、新生児聴覚検査受診票を使用できない日本国内の医療機関で新生児聴覚検査を受診し、その検査費用を全額自己負担で支払った方 ③新生児聴覚検査受診日に母親が町田市の住民であった方
関連する法律・例規	町田市里帰り等妊婦健康診査等受診費助成金交付要綱
交付方法	口座振込による
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等

実施状況（表 19-11）

年度	実施件数	助成額
2023	219	657, 100
2024	195	584, 400
2025	164	502, 100

（６）乳幼児健康診査

乳幼児の健康増進、疾病の早期発見と保護者への育児支援のため、対象者には個別通知を行い、身体発育・精神発達の重要な時期に健康診査を実施している。1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査は同時に歯科健診も行っている。

また、必要に応じて栄養相談、保育相談、心理相談、歯科保健指導、視機能検査（3 歳児健診のみ）を実施し、異常の見られる乳幼児に対しては医療機関紹介、経過観察健診、発達健診などで継続指導を実施している。

健診の概要（表 19-12）

関連する法律・例規	母子保健法第 12・13 条。町田市乳幼児健康診査実施要領 町田市乳児健康診査（6 か月児・9 か月児）実施要領 町田市 1 歳 6 か月児健康診査実施要領 町田市 3 歳児健康診査実施要領
周知方法	個別に通知 「まちだ子育てサイト」への掲載等

健診の内容・対象（表 19-13）

区分	対象・内容
3～4 か月児健康診査	対象は 3～4 か月の乳児 通知時期は 3 か月 健康福祉会館・鶴川保健センター・小山市民センター・忠生保健センター・ 成瀬コミュニティセンターで年 57 回実施 内容は診察・身体計測・個別相談（栄養・保育・歯科） 小児科医師 2 人（健康福祉会館は 3 人）出動
6～7 か月児健康診査	対象は 6～7 か月の乳児 通知時期は 3 か月 東京都内と相模原市内の指定医療機関で個別受診 内容は診察・身体計測・保健指導等
9～10 か月児健康診査	対象は 9～10 か月の乳児 通知時期は 3 か月 東京都内と相模原市内の指定医療機関で個別受診 内容は診察・身体計測・保健指導等
1 歳 6 か月児健康診査	対象は満 1 歳 6 か月を超え満 2 歳に達しない幼児 通知時期は 1 歳 5 か月 医科は町田市内と相模原市内の指定医療機関で個別受診 歯科は健康福祉会館・鶴川保健センター・小山市民センター・忠生保健 センター・成瀬コミュニティセンターで年 49 回実施 歯科医師 2 人出動 内容は診察（小児科・歯科）・身体測定・個別相談（栄養・保育・心理）
3 歳児健康診査	対象は満 3 歳を超え満 4 歳に達しない幼児 通知時期は 3 歳 健康福祉会館・鶴川保健センター・小山市民センター・忠生保健センター・ 成瀬コミュニティセンターで医科・歯科の健診を年 59 回実施 内容は診察（小児科・歯科）・身体測定・視力・聴覚・尿検査・個別相談 （栄養・保育・心理） 小児科医師 2 人、歯科医師 2 人（健康福祉会館は小児科医師 3 人、歯科 医師 2 人）出動

3～4 か月児健康診査受診状況（表 19-14）

年度	実施回数	通知数	受診者数	受診率	異常なし	有所見者数
2023	55	2, 330	2, 270	97. 4	1, 649	621
2024	56	2, 142	2, 125	99. 2	1, 410	715
2025	57	2, 233	2, 247	100. 6	1, 615	632

3～4 か月児健康診査結果（表 19-15）

区分	精密健診	受診 （治療） 勧奨	他機関 管理中	経過 観察	一時的 指導	合計
有所見延人数	36	142	241	13	292	724
発育	1	9	11	10	53	84
皮膚	1	104	136	0	115	356
頭頸部	0	5	5	0	6	16
顔面口腔	1	1	8	0	3	13
眼	2	1	3	0	3	9
耳鼻咽喉	0	1	5	0	6	12
胸部・腹部	6	2	40	0	13	61
そけい外陰部	1	8	9	0	17	35
背部	0	0	1	0	0	1
四肢	21	1	10	0	6	38
発達・神経	1	3	6	3	7	20
その他	2	7	7	0	63	79

6～7 か月児健康診査結果（表 19-16）

年度	受診者数	判 定 内 訳							
		問題 なし	問題 あり	疑い	不明	当院で 行う	市で 行う	他機関 管理中	その他
2023	2,249	2,051	89	108	1	703	6	42	1
2024	2,154	1,927	110	117	0	667	5	37	0
2025	2,252	1,996	112	140	4	691	6	42	0

9～10 か月児健康診査結果（表 19-17）

年度	受診者数	判 定 内 訳							
		問題 なし	問題 あり	疑い	不明	当院で 行う	市で 行う	他機関 管理中	その他
2023	2,266	2,112	77	72	5	692	5	32	1
2024	2,198	2,037	80	80	1	634	9	39	0
2025	2,213	2,009	95	109	0	665	15	35	1

1 歳 6 か月児健康診査受診状況（表 19-18）

年度	通知件数	受診者数	受診率	判定内訳	
				異常なし	有所見者数
2023	2, 548	2, 399	94. 2	2, 165	234
2024	2, 509	2, 377	94. 7	2, 057	320
2025	2, 528	2, 317	91. 7	2, 005	312

※1 歳 6 か月児歯科健康診査の概要・受診状況は、表 19-32～表 19-36 参照

3 歳児健康診査受診状況（表 19-19）

年度	実施回数	通知数	受診者数	受診率	判定内訳	
					異常なし	有所見者数
2023	60	3, 118	2, 942	94. 4	1, 751	1, 191
2024	60	2, 705	2, 581	95. 4	1, 732	849
2025	59	2, 739	2, 613	95. 4	1, 694	919

※3 歳児歯科健康診査の概要・受診状況は、表 19-32～表 19-36 参照

3 歳児健康診査結果（表 19-20）

区分	精密健診	受診（治療） 勸奨	他機関 管理中	経過 観察	一時的 指導	合計
有所見延人数	230	312	256	1	390	1, 189
発育	3	6	14	0	30	53
皮膚	0	28	41	0	27	96
顔面・口腔・頭頸部	0	2	2	0	3	7
眼	203	3	52	0	8	266
耳鼻咽喉	10	11	17	0	22	60
胸部腹部	5	8	18	0	7	38
そけい外陰部	5	17	5	0	15	42
背部四肢	1	4	2	0	1	8
運動	4	0	6	0	0	10
精神	0	1	34	0	67	102
言語	0	4	58	1	116	179
日常習慣	0	2	4	0	66	72
その他	3	226	3	0	24	256
尿蛋白陽性（再掲）	3	12	0	0	0	15

3 歳児健康診査（視力・聴力）結果（表 19-21）

区分	受診者数	判定内訳				要精密率
		異常なし	要再検査	要精密	その他	
視力	2,613	2,354	2	203	54	7.8
聴力	2,613	2,562	17	10	24	0.4

3 歳児健康診査（心理相談）結果（表 19-22）

区分	相談項目延数	問題なし	精神発達の問題	ことばの問題	くせの問題	行動性格の問題	社会性の問題	生活習慣の問題	養育者の問題	家庭環境の問題	疾患障害の疑い	その他
要精密	4	0	0	2	0	1	1	0	0	0	0	0
要継続	379	0	16	134	4	104	73	11	18	12	6	1
助言のみ	131	0	11	42	3	37	18	2	8	3	4	3
特になし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	514	0	27	178	7	142	92	13	26	15	10	4

（7）乳幼児経過観察・発達健康診査

一般健康診査の受診結果で要経過観察と判断された子や、運動・精神発達に遅延等が疑われる子に対して定期的に健診を行い、その健全な育成を期するとともに、異常の早期発見に努めることを目的に、経過観察・発達健康診査を実施している。また、必要に応じて栄養・保育相談を実施し、有所見者に対しては医療機関、療育機関等の紹介をして継続指導を行っている。

健診の概要（表 19-23）

関連する 法律・例規	母子保健法第 12・13 条 町田市乳幼児健康診査実施要領 町田市乳幼児発達健康診査実施要領 町田市 1 歳 6 か月児健康診査実施要領 町田市 3 歳児健康診査実施要領
---------------	---

健診の内容・対象（表 19-24）

区分	内容	対象
乳幼児経過観察 健康診査	予約者に個別通知 健康福祉会館で年 6 回実施	各健診の結果、要経過観察と判断された子 また、健診が必要と判断された乳幼児
乳幼児発達健康診査	予約者に個別通知 健康福祉会館で年 6 回実施	各健診の結果、運動・精神発達遅延等が 疑われ、発達面での経過観察が必要と判 断された子 また、健診が必要と判断された乳幼児
経過観察健康診査 (心理個別)	予約制 健康福祉会館、各健診会場で実施 1 歳 6 か月児健診で年 49 回 3 歳児健診で 60 回の経過観察を実施 心理相談員出動	1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査 の結果、心理面で要経過観察と判断され た子 また、心理面の健診が必要と判断された 子

乳幼児経過観察健康診査受診状況（表 19-25）

年度	実施回数	予約者数	受診者数	受診率	初診者のうち 有所見者数
2023	10	37	30	81.1	12
2024	6	32	31	96.9	12
2025	6	24	24	100.0	9

乳幼児発達健康診査受診状況（表 19-26）

年度	実施回数	予約者数	受診者数	受診率	初診者のうち 有所見者数
2023	6	37	32	86.5	7
2024	6	36	32	88.9	11
2025	6	34	30	88.2	13

1 歳 6 か月児・3 歳児経過観察健康診査（心理・個別）実施状況（表 19-27）

年度	1 歳 6 か月経過観察		3 歳児経過観察	
	実施回数	来所者数	実施回数	来所者数
2023	49	304	60	305
2024	49	330	60	312
2025	89	298	98	309

※実施回数について、2024 年度までは健診前個別相談の回数としていたが、2025 年度からは心理個別相談の回数を含めて集計

（８）妊婦・乳幼児精密健康診査

各健康診査の結果、診断の確定について不十分な点を補うべく、専門医療機関で精密検査を行い、各健康診査の強化を図ることを目的に実施している。

健診の概要（表 19-28）

対象者	各健康診査で精密健康診査が必要と判断された方		
	対象年齢	妊婦精密健康診査	なし
		乳幼児精密健康診査	満 1 歳未満
		1 歳 6 か月児精密健康診査	1 歳 6 か月～満 2 歳未満
		3 歳児精密健康診査	3 歳～満 4 歳未満
関連する法律・例規	母子保健法第 12・13 条 町田市精密健康診査実施要領		

精密健康診査受診状況（表 19-29）

年度	妊婦精密健康診査			乳児精密健康診査			1 歳 6 か月児精密健康診査		
	受診票 発行数	結果 把握数	有所見 者数	受診票 発行数	結果 把握数	有所見 者数	受診票 発行数	結果 把握数	有所見 者数
2023	0	0	0	52	59	35	1	1	1
2024	0	0	0	39	38	19	1	1	1
2025	0	0	0	36	36	21	0	0	0

年度	3 歳児精密健康診査			合計		
	受診票 発行数	結果 把握数	有所見 者数	受診票 発行数	結果 把握数	有所見 者数
2023	277	286	258	330	346	294
2024	238	232	215	278	271	235
2025	231	202	177	267	238	198

○受診票発行数----年度内に発行した受診票の対象者数

○結果把握数----年度内に把握した結果の数で、年度をまたがっている場合がある

○有所見者数----結果把握数のうち、所見があった方の数

(9) 母子歯科健康診査

ア 妊婦歯科健康診査

妊婦の歯科疾患の早期発見・早期治療を図ることを目的に実施している。

健診の概要 (表 19-30)

対象者	町田市在住の妊婦（妊婦無料クーポンをお持ちの方）
関連する法律・例規	母子保健法第 13 条 町田市歯科口腔健康診査実施要領
受診方法	妊娠届受理時に配布する「母と子の保健バッグ」に妊婦無料クーポンを封入 歯科口腔健康診査実施歯科医院に直接申し込みをした上で受診
健診の内容	問診、むし歯、歯周疾患等の診査、歯列・かみ合わせ、清掃等の状況検査、予防指導
周知方法	町田市ホームページに掲載 冊子「ふれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等

イ 幼児歯科健康診査・幼児歯科保健指導

幼児へのむし歯予防の一環として、歯科健康診査とむし歯予防の処置を実施している。また、保護者のむし歯予防への関心を高めるために、歯科保健指導や歯みがき指導等も実施している。

健診・指導の概要 (表 19-31)

事業名一覧	1 歳 6 か月児歯科健康診査 2 歳児歯科健康診査 3 歳児歯科健康診査 園児むし歯予防教室
対象者	園児むし歯予防教室は認可保育所・認定こども園に所属する児 (2 か月児～未就学児)
関連する法律・例規	母子保健法第 12・13 条 町田市 1 歳 6 か月児及び 3 歳児歯科健康診査実施要領 町田市幼児歯科相談実施要領
実施会場	1 歳 6 か月児歯科健康診査と 3 歳児歯科健康診査は健康福祉会館、鶴川保健センター、 忠生保健センター、小山市民センター、2024 年度から成瀬コミュニティセンターで 実施 2 歳児歯科健康診査は健康福祉会館、忠生保健センター、鶴川保健センターで実施 園児むし歯予防教室は希望する認可保育所・認定こども園に歯科衛生士が訪問して 実施
周知方法	個別に通知 冊子「ふれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等

対象者と内容（表 19-32）

事業名	対象者	内容
1 歳 6 か月児 歯科健康診査	満 1 歳 6 か月を超え満 2 歳に 達しない幼児 全員	健康福祉会館・鶴川保健センター・忠生保健 センター・小山市民センター・成瀬コミュニティ センターで年 49 回実施。健診、歯科保健指導、2022 年度からフッ化物塗布を実施。歯科医師 2 人出動
2 歳児歯科 健康診査	満 2 歳を超え満 3 歳に達しな い幼児 全員	健康福祉会館・忠生保健センター・鶴川保健 センターで年 39 回実施。健診、歯科保健指導、 フッ化物塗布を実施。歯科医師 2 人出動
3 歳児歯科 健康診査	満 3 歳を超え満 4 歳に達しな い幼児 全員	健康福祉会館・鶴川保健センター・忠生保健 センター・小山市民センター・成瀬コミュニティ センターで年 59 回実施。健診、歯科保健指導を実施。 歯科医師 2 人出動
園児むし歯 予防教室	保育園・幼稚園児（0 歳児～5 歳児）	希望する認可保育所・認定こども園に歯科衛生士が訪 問し、年 73 回実施。歯科保健指導、歯みがき指導、 歯垢の染め出し等を実施。

歯科健康診査受診状況（表 19-33）

区分	実施回数	受診者数	むし歯のない子		むし歯のある子		
			O1	O2	A	B	C
1 歳 6 か月児歯科健康診査	49	2,387	1,228	1,146	12	0	1
2 歳児歯科健康診査	39	1,742	860	864	16	2	0
3 歳児歯科健康診査	59	2,607	1,694	815	78	19	1
合計	147	6,736	3,782	2,825	106	21	2

※記号の説明

O1：むし歯がなく、かつ口腔環境も良いと認められる子

O2：むし歯はないが、口腔環境が良好でなく、近い将来にむし歯ができる不安がある子

A：上顎前歯部のみ、又は臼歯部にのみむし歯のある子

B：臼歯部、及び上顎前歯部にむし歯のある子

C：下顎前歯部を含む他の部位にむし歯のある子

歯科保健指導等実施状況（表 19-34）

区分	実施回数	受診者数 参加者数	歯科 保健指導	歯みがき 指導	スケーリング (歯石除去)	ポリッシング (色素沈着除去)
1 歳 6 か月児歯科健康診査	49	2, 387	※3, 397	8	0	0
2 歳児歯科健康診査	39	1, 742	※2, 427	867	0	0
3 歳児歯科健康診査	59	2, 607	※3, 793	0	0	0
乳幼児母性相談（歯科）	38	1, 391	183	179	—	—
園児むし歯予防教室	73	3, 941	3, 941	989	—	—
子育てひろば	2	39	39	—	—	—

※歯科医師、歯科衛生士による個別指導の延べ件数

フッ化物塗布受診状況（表 19-35）

区分	むし歯のある子		フッ化物塗布		
	総 数	総本数	回数	総 数	総本数
1 歳 6 か月児	13	46	49	2, 052	29, 741
2 歳児	18	47	39	1, 617	27, 108
3 歳児	98	266	—	—	—
合計	129	359	88	3, 669	56, 849

※フッ化物塗布は 1 歳 6 か月児と 2 歳児に実施

年度別受診状況（表 19-36）

年度	1 歳 6 か月児歯科健康診査							フッ化物塗布 受診者数
	回数	受診者数	むし歯のない子		むし歯のある子			
			O1	O2	A	B	C	
2023	49	2,349	1,074	1,260	13	0	2	2,023
2024	49	2,288	1,180	1,100	7	1	0	1,941
2025	49	2,387	1,228	1,146	12	0	1	2,052

年度	2 歳児歯科健康診査							フッ化物塗布 受診者数
	回数	受診者数	むし歯のない子		むし歯のある子			
			O1	O2	A	B	C	
2023	39	1,792	826	944	18	3	1	1,662
2024	39	1,823	856	942	22	3	0	1,696
2025	39	1,742	860	864	16	2	0	1,617

年度	3 歳児歯科健康診査						
	回数	受診者数	むし歯のない子		むし歯のある子		
			O1	O2	A	B	C
2023	60	2,930	1,752	1,042	101	30	5
2024	60	2,578	1,569	896	84	24	5
2025	59	2,607	1,694	815	78	19	1

年度	園児むし歯予防教室				乳幼児母性相談			
	回数	参加者数	歯科 保健指導	歯みがき 指導	回数	参加者数	歯科 保健指導	歯みがき 指導
2023	76	4,193	4,193	158	38	1,190	200	127
2024	73	4,076	4,076	789	38	1,548	199	194
2025	73	3,941	3,941	989	38	1,391	183	179

※記号の説明

O1:むし歯がなく、かつ口腔環境も良いと認められる子

O2:むし歯はないが、口腔環境が良好でなく、近い将来にむし歯罹患の不安がある子

A:上顎前歯部のみ、又は臼歯部のみにむし歯のある子

B:臼歯部、及び上顎前歯部にむし歯のある子

C:下顎前歯部を含む他の部位にむし歯のある子

20 母子保健指導事業

(1) 母親学級

ア 母親学級母性科（母親学級）

妊婦を対象に妊娠中の衛生・栄養・出産の正しい知識・産褥期の注意・新生児の保育等の指導を実施し、母子の健康の増進を図っている。

学級の概要（表 20-1）

対象者	妊娠 16 週～35 週までの初妊婦とその夫
関連する法律・例規	母子保健法第 9 条 町田市母親学級実施要領
実施会場	健康福祉会館
学級の内容	A コース（2 日間・6 回）助産師、歯科衛生士、管理栄養士等による講話や実技 B コース（1 日・12 回）助産師・保健師による沐浴、新生児の保育体験、妊婦体験 申し込み制
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等

学級の日程（表 20-2）

日程		内容	参加者数		
A	一 日 目	オリエンテーション	助産師		
		こころとからだの変化		妊婦	127
		歯の衛生	歯科衛生士	夫	61
		栄養と食生活	管理栄養士	合計	188
	二 日 目	分娩経過	助産師	妊婦	118
		お産の時のリラックス法		夫	56
産後のライフスタイル			合計	174	
B		オリエンテーション	保健師	妊婦	447
		沐浴体験、新生児の保育体験	保健師	夫	440
			助産師	合計	887
合計					1,249

実施状況（表 20-3）

年度	実施回数	日数	参加者数
2023	A コース①6 回②6 回実施	24	910
	B コース年 12 回実施		
2024	A コース①6 回②6 回実施	24	1,159
	B コース年 12 回実施		
2025	A コース①6 回②6 回実施	24	1,249
	B コース年 12 回実施		

※新型コロナウイルス感染症 5 類移行に伴い、2023 年度 6 月から A・B コースともに 20 組から 30 組へ増枠。2024 年度 4 月から B コースを 30 組から 40 組へ増枠。

イ 多胎児の会

多胎児（双子、三つ子）を妊娠・子育て中の保護者に情報交換、仲間づくりの場を提供することで子育てを支援することを目的に、母親学級育児科の事業として実施している。

事業の概要（表 20-4）

対象者	多胎児とその保護者・家族及び妊娠中の方
関連する法律・例規	母子保健法第9条 町田市母親学級実施要領
実施会場	健康福祉会館
事業の内容	情報交換、手遊び、うた 年3回実施
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等

実施状況（表 20-5）

年度	実施回数	参加者数					
		母	父	乳児	幼児	妊婦	計
2023	3	12	1	16	8	1	38
2024	3	17	5	26	10	3	61
2025	3	32	12	34	30	4	112

(2) 健康教育

ア 栄養健康教育

小児の食物アレルギーの有病率が増加しているなか、食物アレルギーの正しい知識の普及と情報提供を図るとともに、保護者の不安を和らげることを目的とし、講演会を実施している。

講座の内容 (表 20-6)

対象者	食物アレルギー等の心配がある乳幼児の保護者
関連する法律・例規	アレルギー疾患対策基本法 母子保健法第9条 町田市母親学級実施要領
実施会場	オンラインによる実施
事業の内容	小児科アレルギー専門医師による食物アレルギーに関する講演 年1回実施
周知方法	「広報まちだ」、「まちだ子育てサイト」、LINE 配信、チラシ、SNS

講座の内容・実施状況 (表 20-7)

日時	対象者	内容	講師	参加者数	
2026 年 2 月 20 日	食物アレルギーやアトピー性皮膚炎の心配がある乳幼児の保護者（それ以外の方も可）	専門医が教える！食物アレルギーとアトピー性皮膚炎の最新情報と正しい対処法	独立行政法人 国立病院機構 相模原病院 小児科医及び 看護師	大人	43
				給食施設職員	5
				合計	48

イ 離乳食講習会

乳児の栄養・食生活についての正しい情報提供を保護者へ行い、乳児の健康増進を図るとともに、乳児と保護者の交流を通して社会性を育てることを目的として実施している。また、子育て支援の一環として、保護者の不安解消及び情報交換の場として位置づけている。

講習の概要 (表 20-8)

対象者	4～6 か月児・8～10 か月児の保護者
関連する法律・例規	母子保健法第9条 町田市母親学級実施要領
実施会場	健康福祉会館 鶴川保健センター オンライン
講習の内容	管理栄養士・歯科衛生士・保育士による講話 試食等 初期（4～6 か月児の保護者が対象） 後期（8～10 か月児の保護者が対象） 年40回実施（初期24回・後期16回） 申し込み制
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等

講習内容（表 20-9）

区分	対象	内容	従事者
初期	4～6 か月児の保護者	離乳初期から中期について 試食	管理栄養士 保育士
後期	8～10 か月児の保護者	離乳後期から完了期について むし歯予防について 保育について 試食	管理栄養士 歯科衛生士 保育士

実施状況（表 20-10）

区分	回数	申込者数	参加者数			個別 相談者
			申込者	申込者以外	子ども	
初期	24	695	403	128	284	0
後期	16	380	188	31	140	0
合計	40	1,075	591	159	424	0

年度別実施状況（表 20-11）

年度	回数	参加者数		
		申込者	申込者以外	子ども
2023	40	522	16	356
2024	40	576	154	443
2025	40	591	159	424

ウ 幼児食講習会

離乳食講習会と同様に、幼児の栄養・食生活を理解してもらうとともに、幼児の健康増進を図り、幼児と保護者の交流を通して、地域性を育てることを目的に実施している。また、子育て支援の一環として、保護者の不安解消の場として位置づけている。

講習の概要（表 20-12）

対象者	1歳6か月～2歳0か月の子と保護者
関連する法律・例規	母子保健法第9条 町田市母親学級実施要領
実施会場	健康福祉会館、子どもセンターまあち、子どもセンターただON、子どもセンターつるっこ
講習の内容	管理栄養士による講話・保育士による講話等 年4回実施 申し込み制
周知方法	「まちだ子育てサイト」に掲載 LINE 配信、ちらし、SNS 等

実施状況（表 20-13）

回数	申込者数	参加者数		
		申込者	申込者以外	子ども
4	59	45	2	41

年度別実施状況（表 20-14）

年度	回数	参加者数		
		申込者	申込者以外	子ども
2023	2	18	0	0 ※オンライン開催
2024	4	38	4	33
2025	4	45	2	41

(3) 健康相談

母子の健康を維持することを目的に、乳幼児の身長・体重測定、保育相談、栄養相談と産後の母体の相談、歯やお口の相談等を健康福祉会館及び各市民センター等で、定期的に保健師、助産師、管理栄養士及び歯科衛生士が実施している。

ア 乳幼児相談

保育相談、栄養相談、歯科相談、乳幼児の身長・体重測定等を実施している。

相談の概要（表 20-15）

対象者	2 か月～就学前までの子と親
関連する法律・例規	母子保健法第 9 条
実施会場	健康福祉会館、鶴川保健センター、子どもセンターばあん、忠生保健センター、小山市民センター
相談内容	保健師・管理栄養士・歯科衛生士による相談 乳幼児の身長・体重測定 相談内容：育児、栄養、乳幼児の身体、お口のケア法等 母性相談と同時に、年 38 回実施
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等

会場別実施状況（表 20-16）

会 場	実施回数	来所者数	平均 来所者数
健康福祉会館	12	694	57.8
鶴川保健センター	12	475	39.6
子どもセンターばあん	6	120	20.0
忠生保健センター	4	61	15.3
小山市民センター	4	41	10.3
合 計	38	1,391	36.6

年度別実施状況（表 20-17）

年度	実施回数	来所者数	会場別来所者数				
			健康福祉 会館	鶴川保健 センター	子どもセンター ばあん	忠生保健 センター	小山市民 センター
2023	38	1,190	516	417	132	69	56
2024	38	1,548	694	539	161	89	65
2025	38	1,391	694	475	120	61	41

※小山市民センターが改修工事のため、2026 年 1 月からは子どもセンターばおで開催。

イ 母性相談

母親の健康を守るため、産後の母体の相談等を実施している。

相談の概要（表 20-18）

対象者	2 か月～就学前までの子の母親
関連する 法律・例規	母子保健法第 9 条
実施会場	健康福祉会館、鶴川保健センター、子どもセンターばあん、 忠生保健センター、小山市民センター
相談内容	助産師による相談 相談内容：産後の母体の相談等 乳幼児相談と同時に、年 38 回実施
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等

会場別実施状況（表 20-19）

会 場	実施回数	相談者数	平均 相談者数
健康福祉会館	12	104	8.7
鶴川保健センター	12	55	4.6
子どもセンターばあん	6	21	3.5
忠生保健センター	4	5	1.3
小山市民センター	4	4	1.0
合 計	38	189	5.0

年度別実施状況（表 20-20）

年度	実施回数	相談者数	会場別相談者数				
			健康福祉 会館	鶴川保健 センター	子どもセンター ばあん	忠生保健 センター	小山市民 センター
2023	38	201	80	72	22	7	20
2024	38	224	93	75	29	16	11
2025	38	189	104	55	21	5	4

※小山市民センターが改修工事のため、2026 年 1 月からは子どもセンターばおで開催。

ウ 母性保健相談・母乳育児相談

思春期～周産期～更年期という女性のライフサイクル全般を心身ともに健康かつ快適に過ごせるよう相談支援を実施している。母子育児をすすめていくうえで生じる不安や乳房トラブル等について支援を行い、母乳育児の推進を図っている。

相談の概要（表 20-21）

対象者	思春期・妊産婦・更年期の女性
関連する法律・例規	母子保健法第9条
実施会場	健康福祉会館
相談内容	助産師による電話相談・来所相談（乳房マッサージは予約制） 思春期・周産期・更年期等の保健相談 毎週木曜日に実施（祝日・年末年始を除く）
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等

実施状況（表 20-22）

年度	実施回数	相談者数
2023	49	428
2024	50	390
2025	50	363

(4) 母子健康手帳の交付

妊娠届を受理した後、母子健康手帳を交付している。

手帳交付の概要（表 20-23）

対象者	妊娠届出書を提出した妊婦
関連する 法律・例規	母子保健法第 15・16 条
目的	妊娠中の経過・出産の状況・各種健康診査・予防接種の記録等、健康保持を図る
交付方法	妊娠届を受理した際に、保健予防課、各市民センター等で直接交付 外国語版の手帳も交付（英語・中国語・ハングル語・ポルトガル語・スペイン語・ タガログ語・インドネシア語・タイ語・ベトナム語・ネパール語）
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等

日本語版交付状況等（表 20-24）

年度	妊娠届受理件数	手帳交付件数
2023	2, 177	2, 291
2024	2, 218	2, 321
2025	2, 365	2, 481

（５）出産・子育てしっかりサポート事業

妊娠中の様々な不安を軽減し、安心して出産を迎えていただくため、市内在住の全ての妊婦を対象として専門職（保健師等）が面接を行い、妊娠期から就学前まで支援を行っている。

事業概要（表 20-25）

対象者	町田市在住の妊婦
関連する法律・例規	町田市出産・子育てしっかりサポート事業実施要領
面接会場	保健予防課（市庁舎・健康福祉会館・保健所中町庁舎・鶴川保健センター）、各市民センター等（会場ごとに月 1～2 回実施） ※2021 年 7 月からオンラインによる面接を開始。
事業の内容	・保健師等が妊婦と面接をし、心身の状態や家庭の状況、子育て支援のニーズ等を把握する ・面接終了後に出産・子育て応援商品券を配布し、また、妊婦のための支援給付金を給付する ・心身の不調や育児不安があることなどから手厚い支援を要する者等に対して「支援計画書」を作成し、乳幼児健診等にてその効果検証を行いながら、就学前まで支援していく ※2023 年 3 月から国の交付金を活用した「出産・子育て応援交付金事業」を開始。 ※2025 年 4 月から子ども・子育て支援法に基づく経済的支援として「妊婦のための支援給付」を開始。

面接実施状況（表 20-26）

年度	2023	2024	2025
面接件数	2,346	2,226	2,611

(6) 産後ケア事業

産褥期における母親の心身の安定と育児不安の解消を図ることを目的として、家族等から援助を受けることが困難で、育児支援を必要とする母子に対して、心身のケア、育児の支援等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を実施している。

事業の概要（表 20-27）

対象	町田市在住の原則生後 3 か月未満（訪問型は 1 年未満）の乳児及びその母親で、家族等から家事・育児等の支援が得られない方のうち、体調不良や授乳・育児に不安がある方 その他、特に支援が必要と認められる方
関連する法律・例規	町田市産後ケア事業実施要領
実施施設	・ としの助産院 ・ 町田市民病院 ・ 相模野病院 ・ 鶴川台ウィメンズクリニック ・ 都南産婦人科 ・ 相模原協同病院 ・ 総合相模厚生病院 ・ 芥川バースクリニック ・ ベルンの森クリニック ・ 助産院バースあおば ・ 新百合ヶ丘総合病院 ・ marimo 助産院 ・ みなみ野グリーンゲイブルズクリニック ・ くわのき助産院 ・ おなごサロンはびねす助産院 ・ 浏野辺総合病院 ・ 愛育病院 ・ にしさこレディースクリニック ・ 愛育ベスクリニック
事業の内容	宿泊型ショートステイ、日帰り型デイケアに加え 2020 年 4 月から訪問型アウトリーチを開始。3 つの型により、以下の内容を実施 ・ 母体ケア（母体の健康状態の確認、乳房ケア等） ・ 乳児ケア（乳児の健康状態の確認等） ・ 育児相談、授乳指導、沐浴指導、休息、食事の提供等 2023 年 4 月からは、初回から 5 回目までの利用において、所得にかかわらず利用料金の減額（2,500 円/回まで）を導入。

実施状況（表 20-28）

年度	2023	2024	2025
申請者数	993	1,201	1,447
利用者数（延べ）	1,214	1,357	2,068
日帰り型利用日数（延べ）	393	449	780
宿泊型利用日数（延べ）	822	1,152	1,571
訪問型利用日数（延べ）	521	529	757

(7) 母子保健訪問事業

ア 妊産婦・新生児・乳幼児訪問指導

必要に応じて妊産婦・新生児・乳幼児等の家庭に、保健師や助産師または看護師が訪問して、指導・助言を実施している。

訪問の概要（表 20-29）

対象者 ※	妊産婦	妊娠中、あるいは産後 1 年を経過しない女性
	新生児	生後 28 日未満の新生児 ただし、里帰り等の事情がある場合は 28 日を超えても訪問可能 出生通知票により対象を把握 ・主に第 1 子の方等：保健師または助産師が訪問 ・主に第 2 子以降の方：看護師が訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）
	乳幼児等	3～4 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児健診未受診の方 上記以外の希望する方や必要と思われる方
関連する法律・例規	母子保健法第 11・17 条 児童福祉法第 21 条 町田市新生児訪問指導実施要領 町田市こんにちは赤ちゃん事業実施要領 町田市妊産婦訪問指導実施要領	
訪問の概要	保健師・助産師による訪問では、妊娠中・出産後のアドバイスや発育・栄養・病気の予防等、子育てに関する相談・支援を実施 看護師による訪問では、子育てに関する相談・情報提供を実施	
周知方法	「まちだ子育てサイト」への掲載等	

※妊産婦以外の成人も、必要に応じて訪問指導を実施

年度別実施状況（表 20-30）

年度	妊婦	産婦	新生児	未熟児	乳児	幼児	学童以上	合計
2023	115	2,228	2,158	101	422	750	65	5,839
2024	107	2,132	2,052	88	334	489	47	5,249
2025	127	2,213	2,041	200	242	243	116	5,182

※実人数

※2025 年度から未熟児については看護師が訪問した数を含む

イ 低出生体重児訪問指導

母子保健法・同施行規則及び同施行細則に基づき、出生時 2,000g 未満で出生、または特殊医療を受けた新生児及びその家族に対して、届出や医療機関からの報告等により低出生体重児の状況を把握し、必要に応じて訪問指導を実施し、各家庭環境にあった適切な指導・助言をすることで育児支援を行っている。

低出生体重児訪問指導申請件数（表 20-31）

年度	2023	2024	2025
申請件数	101	88	200

※2025 年度から看護師が訪問した数も含む

ウ 重症心身障がい児（者）訪問事業の申請受理

在宅重症心身障がい児（者）に対する、健康の保持と安定した家庭療育を確保するために訪問相談・訪問看護の申請を受理して、東京都に進達している。

重症心身障がい児（者）訪問事業申請状況（表 20-32）

年度	2023	2024	2025
申請件数	2	3	1

21 歯科衛生士活動

口腔は健康の入り口と言われている。歯科疾患は、発病やその進行に伴い、食生活や社会生活に支障をきたすだけでなく、全身の健康にも影響を与えるものである。乳幼児期から高齢期を対象に、各ライフステージに応じた歯科疾病の予防・早期発見・早期治療、生涯を通じた歯及び口腔の健康増進などを目的に実施している。

歯科衛生士活動状況（表 21-1）

業務名			実施人数
集団健診	1 歳 6 か月児歯科健康診査		2,387
	2 歳児歯科健康診査		1,742
	3 歳児健康診査		2,607
障がい	障がい者等歯科保健推進対策事業		162
学齢期	学齢期歯みがき教室(小学校)		648
	学齢期歯みがき教室(中学校)		0
成人期	歯科口腔健康診査(うち妊婦無料クーポン利用者)		1,169(404)
高齢期	高齢者歯科口腔機能健診		351
個別指導	1 歳 6 か月児	保健指導	2,387
		ブラッシング	8
		スケーリング	0
		ポリッシング	0
		フッ化物塗布	2,052
	2 歳児	保健指導	1,742
		ブラッシング	867
		スケーリング	0
		ポリッシング	0
		フッ化物塗布	1,617
	3 歳児	保健指導	2,607
		ブラッシング	0
		スケーリング	0
		ポリッシング	0
			0
健康教育	母親学級		188
	離乳食講習会		188
	子育てひろば		39
	3～4 か月児健康診査		-
	1 歳 6 か月児歯科健康診査		-
	2 歳児歯科健康診査		-
	3 歳児歯科健康診査		-
	園児むし歯予防教室	集団	3,941
		個別	989
	からだ測定会		36
	学齢期歯みがき教室(小学校)		648
	出張講座(高齢者自主グループ、高齢者福祉センター)		86
その他	デンタルケア		164
	食育フェス		-
	健康づくりフェア		-
	普及啓発活動(イベントスタジオ)		845
健康相談	3～4 か月児歯科相談		0
	電話・来所・相談		33
	乳幼児母性相談		183

22 栄 養 士 活 動

「食は命なり」と言われるが、市民の生涯を通して「食」を通じた健康づくりと、それによるＱＯＬ（生活の質）の向上や生活習慣病の予防を図るため、ライフステージに沿った栄養教育を実施している。

栄養士活動状況（表 22-1）

業務名		参加者数
成人栄養指導	栄養相談	59
	脂質異常症予防講習会	27
	糖尿病予防講習会	45
	腎臓病予防講習会	32
	骨粗しょう症予防講習会	64
	出張セミナー	375
	測定会	36
	訪問	0
	電話・来所	72
その他	食生活改善普及運動月間	218
	くらしフェア	150
母子栄養指導	3～4 か月児健康診査	158
	1 歳 6 か月児健康診査	194
	3 歳児健康診査	111
	乳幼児経過観察・発達健康診査	26
	離乳食講習会	591
	幼児食講習会	45
	母親学級母性科（母親学級）	127
	乳幼児相談	320
	訪問	3
	電話・来所	113
	栄養健康教育（アレルギー）	48